

村上市地域防災計画 (個別災害対策編)

令和 6 年 3 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（個別災害対策編）

第1章 総則

第2章 雪害対策

第1節	雪害対策総則	3
第2節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	7
第3節	建築物の雪害予防計画	9
第4節	消・融雪施設等の整備	11
第5節	積雪期の交通確保計画	12
第6節	雪崩防止施設等の整備	14
第7節	雪崩事故の防止と応急対策	15

第3章 林野火災対策

第1節	林野火災予防計画	19
第2節	林野火災応急対策	22

第4章 油等流出事故災害対策

第1節	油等流出事故災害対策総則	27
第2節	油等流出事故災害予防対策	32
第3節	応急体制の確立	34
第4節	情報の収集・伝達計画	36
第5節	油等防除対策調整会議	41
第6節	流出油等防除対策	44
第7節	漁業対策	48
第8節	環境保全対策	52
第9節	海洋石油鉱山に係る予防計画	56
第10節	海洋石油鉱山に係る応急対策	58
第11節	復旧計画	61

第5章 海上事故災害対策

第1節	海上事故災害予防計画	65
第2節	海上事故災害応急対策	67
第3節	海上事故による危険漂流物対策	71

第6章 鉄道事故災害対策

第1節	鉄道事故災害予防計画	75
第2節	鉄道事故災害応急対策	77

第7章 道路事故災害対策

第1節	道路事故災害予防計画	83
第2節	道路事故災害応急対策	85

第8章 危険物等事故災害対策

第1節	危険物等事故災害予防計画	91
第2節	危険物等事故災害応急対策	93

第9章 集团事故災害対策

第1節 集团事故災害予防計画 99

第2節 集团事故災害応急対策 101

第10章 竜巻等突風災害対策

第1節 竜巻等突風災害予防計画 105

第2節 竜巻等突風災害応急対策 109

第11章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画 113

第2節 大規模火災応急対策 116

策定	令和4年	3月
修正	令和6年	3月

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、村上市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」を構成し、本市における個別災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

第2章 雪害

第3章 林野火災

第4章 油等流出事故災害

第5章 海上事故災害

第6章 鉄道事故災害

第7章 道路事故災害

第8章 危険物等事故災害

第9章 集団事故災害

第10章 竜巻等突風災害

第11章 大規模火災

「村上市地域防災計画」は、この「個別災害対策編」並びに別冊の「震災対策編」「風水害等対策編」「津波災害対策編」「資料編」及び「村上市水防計画」で構成する。

なお、複合災害に対応するため、大規模地震に対応した「震災対策編」を「村上市地域防災計画」の基本となる編として位置づけ、風水害等、津波及び個別災害対策においても実施すべき重複事項を集約・網羅することで一元的に把握し、対策を講じるものとし、その他の災害特有の事項、各種資料及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画については、「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」にそれぞれ掲載する。

また、この計画に定めのない事項は「新潟県地域防災計画」に準ずるものとする。

3 関連計画との連携

この計画の策定に当たっては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「村上市国土強靱化地域計画」等、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、法第42条第5項の規定により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

6 用語の定義

用語の定義については、震災対策編第 1 章第 1 節「計画作成の趣旨等」の「6 用語の定義」を準用する。

7 その他

本編に定めのない事項については、「震災対策編」及び「風水害等対策編」の該当節を準用する。

第2章 雪害対策

第1節 雪害対策総則

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は、住民、県及び関係防災機関との役割分担に留意の上、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、市は、県及び防災関係機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

また、学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業による、自らの安全を確保するための取組み及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

さらに、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

市は、個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域機関の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

市及び県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 市の役割

(1) 地域道路除排雪の円滑な実施

除雪に関連する関係者で構成する村上圏域冬期道路確保連携会議などを通じて、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(2) 積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

なお、観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

(3) 公的な援護を要する者の状況把握等

ア 高齢者等要援護世帯の名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、福祉部局及び防災部局間の情報の共有化に努める。

イ 除雪困難世帯の名簿を降雪前に作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、福祉部局及び防災部局間の情報の共有化に努める。

ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）とともに、除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(4) 市の活動体制

市域において雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市及び県の地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

また、平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

(5) 豪雪に伴う災害救助の実施

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組みなどを平常時から確認し、迅速に機能する体制の構築を図る。

4 雪処理の担い手の確保

市、県及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している別紙「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保に当たり、連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進するものとし、市においては、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

5 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

市及び県は、地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めての一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組みを推進する。

6 住宅の屋根雪対策

市、県及び事業者並びに住民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例に基づき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。

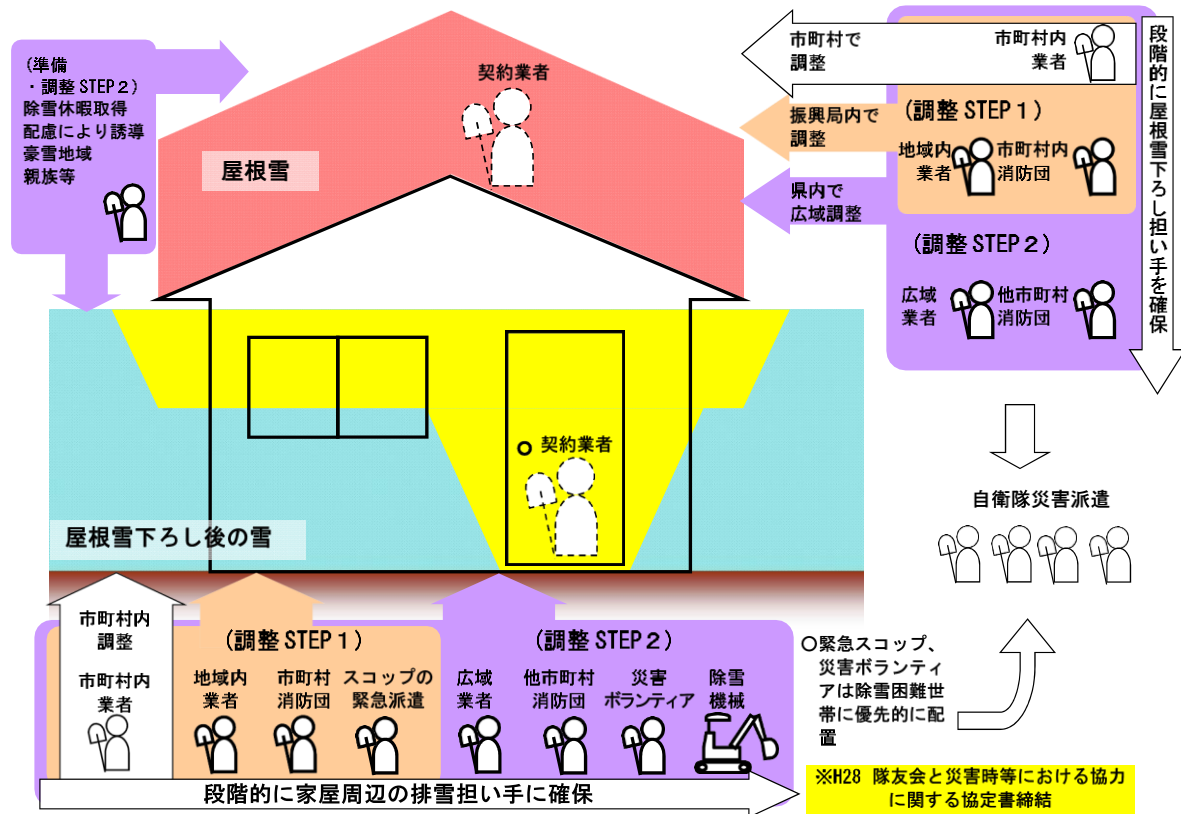
個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取り組むことが前提となるが、関係者は、相互の連携、協力により、主に以下の取組みについて必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組み

7 除雪作業中の事故防止対策

市及び県は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

別紙「雪処理担い手確保スキーム」



第2節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

担当：総務課、建設課、都市計画課、各支所、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

冬期間の孤立に備え、次の事項を目標に孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

- ア 地区が孤立状態となっても通信が確保されている。
- イ 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。
- ウ 消防団及び住民の自治組織により最低限の初動対応と避難生活ができる。
- エ 危険が迫った場合には、速やかに住民が避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

3 市の役割

(1) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

- ア 雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。
- イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

(3) 孤立時の通信の確保

- ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話を整備す

る。

イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

(4) 防災拠点となる施設の確保

孤立に備えて集落内の避難拠点施設の整備を推進するとともに、避難拠点施設における通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置及び車両等の整備を進める。

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(6) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する。）するとともに、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

4 電気事業者の役割

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

5 電気通信事業者の役割

(1) 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。

(2) 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧用光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

(3) 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

第3節 建築物の雪害予防計画

担当：都市計画課、施設所管課

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等を行い、克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故の減少に努める。

(2) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みがなされるよう配慮する。

2 住民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

また、屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

3 市の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及・啓発に向け、助成制度等の周知に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及・啓発（屋根雪の処理方法の特徴や工夫等）

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みがなされるよう配慮する。

イ 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要援護世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(4) 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

(5) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- エ 非常時における出入口の確保

第4節 消・融雪施設等の整備

担当：建設課、都市整備課、農林水産課

1 計画の方針

国・県・市及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消・融雪施設等の整備を行う。

2 道路管理者の役割

(1) 消雪パイプ等の整備

ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6％以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路の消雪パイプ等の整備に努める。

イ 消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(2) 流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備に努める。

第5節 積雪期の交通確保計画

担当：総務課、建設課、農林水産課、各支所

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し、積雪期の交通路を確保する。
- イ 県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 各主体の責務

- ア 市の責務
毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。
- イ 県の責務
毎年「冬期道路交通確保計画」を策定して除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
- ウ 東日本高速道路(株)新潟支社の責務
「東日本高速道路株式会社新潟支社雪氷対策要領」に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の雪氷期間における除排雪体制を整え、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- エ 北陸地方整備局の責務
「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき、毎年道路除雪計画を策定し、除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- オ 各鉄道事業者の責務
降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

(3) 地吹雪への対応

- ア 道路の地吹雪対策施設の整備
交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止柵、スノーシェルター等の施設を整備する。
- イ 地吹雪多発地域の警戒
地吹雪多発地域において、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国・県・市等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。

(4) 住民及び道路利用者への広報等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

2 市の役割

(1) 除雪体制の確立

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

(2) 市除雪会議の開催

ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、除雪会議を開催する。

イ 除雪会議は、市及び除雪担当業者で構成するものとする。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続く屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪協議会で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施する。

(6) 通行規制

除雪作業に伴う通行規制に関しては、事前に警察署と十分協議の上、実施する。

3 港湾・漁港施設（臨港道路）管理者の役割

(1) 除雪の方法

委託により実施する。

(2) 除雪期間

概ね12月から3月までとする。

(3) 除雪基準

原則として、道路上の積雪が10cm以上となったとき、又は、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

第6節 雪崩防止施設等の整備

担当：建設課、各支所

1 計画の方針

国・県・市及び関係機関は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

2 市の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防護施設等の整備

市管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

第7節 雪崩事故の防止と応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という。）を中心としたパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。

また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 鉄道・道路等施設管理者の責務

(ア) 積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(イ) 雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、列車、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄りの消防、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

ウ 市の責務

(ア) 雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。

(イ) 関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置するなど、適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合いを伝達するとともに、適切な措置を講じる。

(ウ) 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対して避難指示等を発令する。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置を講じる。

(エ) 自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、住民等からの通報により雪崩の発生を確認したときは、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

住民等が被災した場合は、直ちに警察等と協力して救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

さらに、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

- (オ) 雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入れ等を行う。
- (カ) 雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

エ 県の責務

- (ア) 雪崩災害が発生するおそれのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市及び住民に提供する。
- (イ) 市から要請があったときは、警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び住民の避難に関して指導する。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

オ 県及び警察本部の責務

雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めたときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

カ 道路管理者の責務

雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

キ 北陸信越運輸局の責務

必要に応じ公共交通の運転再開のための情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

2 情報の流れ

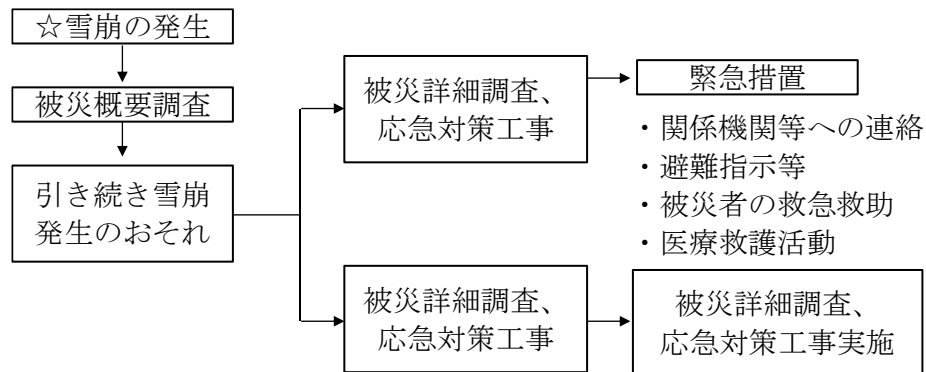
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民、県警察等	市、県、県警察等	・ 雪崩の兆候、雪崩発生等の情報
市	県	・ 雪崩の兆候、雪崩発生等の情報 ・ 避難情報
市、県	企業等	・ 調査・応急対策工事指示
市	保健所	・ 医療救護班派遣等の要請
保健所	県	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 防災情報 ・ 調査結果 ・ 応急対策工事の実施状況
県	市	・ 医療救護班派遣等
市	住民、県警察	・ 防災情報 ・ 調査結果 ・ 応急対策工事の実施状況 ・ 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 雪崩防止施設等の整備 2 雪崩パトロールの実施 3 雪崩危険箇所の周知	

(2) 雪崩災害等の調査

実施主体	対策	協力依頼先
市	被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	
市、県	1 雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行う。 2 引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 3 引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。	(一社)新潟県建設業協会、 (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、 (一社)新潟県測量設計業協会、 (一社)新潟県地質調査業協会
県	被災概要調査結果及び状況の推移を、市を含めた関係機関等に連絡する。	

(3) 応急対策工事の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 2 感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会、 (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、 (一社)新潟県地質調査業協会

(4) 避難指示等の発令

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。 2 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県	迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ概要調査結果の報告や雪崩災害に関する防災情報を提供する。	

(5) 救急・救助活動

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 雪崩事故等による被災者等の救急・救助 2 孤立集落の住民の避難に関する救助活動	北陸地方整備局、警察本部

(6) 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	孤立集落での医療救護活動	災害拠点病院、県医療救護班編成病院

第3章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

担当：消防本部、農林水産課、各支所

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、市、県、その他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実に努め、林野火災発生防止と発生時の被害の極小化を図る。

(2) 各主体の責務

ア 森林等の利用者（地域住民等、ハイカー、登山者）の責務

森林を利用する際は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるごみ等は必ず持ち帰る。

イ 森林等の所有者の責務

森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼き畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ウ 市の責務

(ア) 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

(イ) 林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

エ 消防本部の責務

林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

オ 県の責務

関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入体制の整備を図る。

カ 市・消防本部、県、林野関係団体・事業者等の責務

(ア) 市・消防本部及び県は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実に努めるとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

(イ) 市・消防本部、県、林野関係団体・事業者等は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。

2 地域住民等の役割

地域住民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるごみ等は必ず持ち帰る。

3 林野関係団体・事業者の役割

- (1) 作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。
- (2) 地ごしらえ、害虫駆除、焼き畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法第21条の規定により、森林所有者と協議の上、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- (3) 林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実に努める。
- (4) 消防本部等の求めに応じ、消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。
- (5) 市・消防本部、県が実施する防火思想の普及に協力する。

4 森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

また、消防本部や林野関係団体・事業者に予防に必要な森林情報の提供に努める。

5 市の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 林野火災に強い森林環境の整備

- (ア) 林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議の上、林野火災特別地域の決定をすることができる。

林野火災特別地域の決定をしたときは、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

- (イ) 消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。
- (ウ) 火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

イ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

- (ア) 林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。
- (イ) 市長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて隣接市町村、消防団その他関係機関と協力して指導を行う。
- (ウ) 林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

ウ 大火危険気象等に対する警戒

市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防本部の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

(2) 防火思想の普及

林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

6 消防機関（消防本部・消防団）の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

消防機関は、森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ 大火危険気象等に対する警戒

消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ 火災警報発令時の警戒

消防機関は、市長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

(2) 消防体制等の整備・充実

ア 出動計画の策定

消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。

イ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。

また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

第2節 林野火災応急対策

担当：消防部、情報総括部

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防機関、市、県その他関係機関等が協力し消火・救助活動に当たるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 出火発見者の責務

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

イ 森林等の所有者の責務

火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防機関に通報し、消防機関の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。

また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。

ウ 林野関係団体・事業者等の責務

火災を発見した場合、直ちに消防機関に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防機関が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。

また、消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防機関の求めに応じて提供する。

エ 消防団の責務

消防長又は消防署長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。

オ 消防本部の責務

(ア) 火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。

(イ) 消防団等と連携して適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援要請を迅速に行う。

カ 市の責務

(ア) 森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

(イ) 市長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

キ 県警察の責務

(ア) 警察本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。

(イ) 警察署等は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

ク 県の責務

- (ア) 消防機関に対し、消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。
- (イ) 国有林内での火災発生、類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局等から消火活動に必要な情報を入手するとともに、消防機関が必要に応じ防火帯等設置する場合、関東森林管理局等に協力を依頼する。

2 情報の流れ

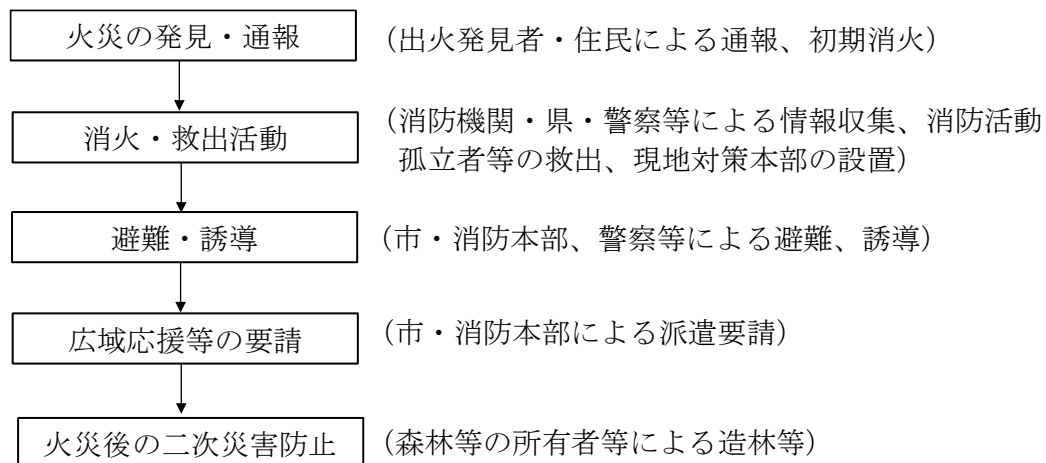
(1) 災害発生現場から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
出火発見者、住民	消防本部、消防団	・ 出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市、警察署	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 応援要請
市・消防本部	被災地外消防本部又は 地域代表消防本部、 県、警察本部	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 緊急消防援助隊要請 ・ 自衛隊要請

(2) 災害発生現場へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、自衛隊	県	・ 緊急消防援助隊応援出動 ・ 自衛隊出動
県、警察本部	市、消防本部	・ 緊急消防援助隊応援出動 ・ 自衛隊出動 ・ ヘリコプター偵察情報
被災地外消防本部又は 地域代表消防本部	市・消防本部、県	・ 県内広域消防応援部隊出動
市・消防本部、 消防団、警察署	住民	・ 出火、延焼等被害情報 ・ 消火活動・避難情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 出火の発見、通報等

実施主体	対策	協力依頼先
出火発見者	林野火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。	消防本部、 消防団

(2) 消火、救出活動

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部、 消防団	1 通報を受けた消防機関は、直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に必要な対応措置を要請する。 2 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 3 林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いため、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者へ消火用水の運搬について協力を依頼する。 4 消防本部は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整の上、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。 5 火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長等を本部長とする現地指揮本部を現場近く開設し、消火活動等の指揮に当たる。	県、県警察、市 林野関係機関 建設事業者等

実施主体	対策	協力依頼先
森林等の所有者、 林野関係団体・ 事業者等	消防機関に対し、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供を行う等消火活動に協力する。	
県、県警察	1 県、県警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。 2 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火を実施する。 3 警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	

(3) 避難誘導活動

実施主体	対策	協力依頼先
林野関係団体・ 事業者等	森林内の作業員の安全確保を図る。	
市・消防本部、 消防団、警察署	林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林等の利用者及び作業員に速やかに退去するよう呼びかける。 道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。	
市	市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。	
県、警察本部	必要に応じヘリコプターによる空からの避難の呼びかけを行う。	

(4) 広域応援等の要請

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	1 自らの消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく他消防本部への応援要請を行う。また、必要に応じ、県に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。 2 空中消火等のため、広域航空消防応援が必要となったときは、県に要請を行う。	隣接消防本部等、 県
市	市長は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、必要な消火体制を確保する。	
県	1 県内の消防力で対応できないと判断した場合は、総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動要請を行う。 2 自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合は、派遣を要請する。 3 市から要請があり、かつ必要と認められる場合は、総務省消防庁へ広域航空消防応援の要請を行う。	

(5) 火災後の二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
森林等の所有者	早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した森林等から降雨等による土砂流出等の二次災害が起こらないよう、造林等の措置を講ずるよう努める。	
国、県、市	互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとる等必要な措置に努める。	

(6) 惨事ストレス対策

- ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4章 油等流出事故災害対策

第1節 油等流出事故災害対策総則

1 計画の方針

(1) 対象とする事故災害等

本章で対象とする事故災害及び対策の内容は、以下を基本とする。

- ア 海上における船舶の衝突、乗り場、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故
- イ 陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故
- ウ 海洋石油鉱山における暴壊事故等による大量の油流出事故
- エ 対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油等の防除、環境保全対策とし、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第5章「海上事故災害対策」に含める。

(2) 関連計画との連携

本章の策定に当たっては、海洋汚染及び海上災害防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）をはじめとする関係法令並びに以下の関連計画との整合性を十分図る。

- ア 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月閣議決定）
- イ 海防法に基づく「排出油等防除計画」

(3) 基本方針

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたること、などに大きな特徴がある。

このため、油等流出事故災害では以下の点に留意の上、対策を進める。

ア 関係機関の柔軟な対応

被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、住民の安全と自然環境等を守るため、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

イ 国際条約と国内法の関係

タンカー等からの油流出事故については、大規模な事故がひとたび発生すると自然環境等に深刻な影響を与え得ることから、国際的にマルポール条約、OPRC条約、基金条約等の国際条約による防止対策が講じられており、我が国もこれらの条約に加盟し、国内法の体系を整備している。

このため、国内法は国際条約の制約の下にあり、外国船籍の船主に対し当然に、国内法の規定が適用できるとは限らない場合があることに留意する。

(ア) 領海内での油等流出事故の場合

領海内では、日本籍及び外国籍の船舶を問わず国内法が適用される。

(イ) 領海外での油等流出事故の場合

日本籍の船舶については国内法が適用されるが、外国籍の船舶については国内法は適用されない。なお、国際条約に加盟している国の船舶については、国際条約に基づき海上保安庁が相手国に事故を通報し、相手国がその国の国内法に基づき対処することとなる。

(ウ) 領海外での油等流出事故により領海内へ流入する場合

原則として上記(イ)と同じ扱いとなる。ただし、国際条約の加盟国については、船主が外国にいる場合でも国際条約の範囲内で、かつ、相手国の同意がある場合は行政処分を行うことができるかとされている。

ウ 防除措置の責務

防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無にかかわらず、事故原因者が負うこととなる。

事故原因者は、自らの業務として流出油等の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油等の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならない。

エ 損害賠償責任

事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うものとし、損害賠償の対象範囲等については本章第11節「復旧計画」による。

オ 行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから、行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力を行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油等流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

2 各主体の処理すべき事務又は業務の大綱

関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第2節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に示すもののほか、以下のとおりとする。

(1) 事故原因者

- ア 海上保安機関への事故情報及び被害状況の連絡
- イ 流出油等の防除措置の実施
- ウ 指定海上防災機関等への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分
- エ 関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援
- オ 関係防災機関が実施する災害対策本部等への責任者の派遣
- カ 関係防災機関への防除資機材の提供等
- キ 被害者の損害に対する補償
- ク 関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

(2) 市・消防本部・消防団

- ア 海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の県等への報告
- ウ 市が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報の収集
- エ 住民への広報
- オ 住民の避難誘導及び警戒区域の設定
- カ 事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施
- キ 区域内における関係機関の防除活動の調整
- ク 流出油等防除資機材の調達及びあっせん
- ケ ボランティア活動の支援
- コ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導
- サ 住民等への健康相談等の実施
- シ 関係防災機関への応援要請

- ス 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- セ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- ソ 風評被害対策の実施

(3) 県

- ア 消防防災ヘリコプター、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係市町村等への連絡
- ウ 県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集
- エ 市等が実施する防除活動等への協力及び調整
- オ 油等防除対策調整会議の運営
- カ 流出油等防除資機材の調達、あっせん、配置等の調整
- キ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
- ク 関係防災機関への応援要請及び応援要請のあっせん
- ケ 県所属船舶による漁船の防除作業の指導
- コ 環境影響調査・環境監視調査の実施
- サ ボランティア活動の支援
- シ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- ス 補償請求に係る市町村への助言等
- セ 河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施
- ソ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- タ 風評被害対策の実施

(4) 県警察

- ア 県警察ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
- ウ 災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施
- エ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定
- オ 関係防災機関の防除活動に対する支援

(5) 第九管区海上保安本部

- ア 巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係機関等への連絡
- ウ 事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設置
- エ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
- オ 事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示
- カ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における指定海上防災機関に対する防除措置の指示
- キ 関係機関等に、必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の協力要請
- ク 付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保
- ケ 関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導
- コ 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施

(6) 北陸地方整備局

- ア 航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
- ウ 海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施
- エ 河川等の管理者として必要な防除措置の実施

- オ 防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等
 - カ 関係防災機関の防除活動に対する支援
 - キ 造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施
 - ク 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
 - ケ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - コ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導
- (7) 北陸信越運輸局
- ア 船舶への立入検査等による船舶の安全性の確保
 - イ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報の確認
- (8) 新潟地方気象台
- 関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導
 - イ 事故対策本部の設置、運営
 - ウ 復旧・防除対策の指示
 - エ 平常時における関係機関との連絡・協力体制の確立
- (10) 指定海上防災機関
- ア 海上保安本部等からの指示に基づく防除措置の実施
 - イ 防除措置を講ずべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分
 - ウ 流出油等防除資機材の整備
 - エ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (11) 排出油等防除協議会
- ア 関係防災機関への防除資機材の貸出等
 - イ 関係防災機関の防除活動に対する協力、支援
 - ウ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (12) 石油連盟
- ア 流出油等防除資機材の整備
 - イ 流出油等防除資機材の操作指導
 - ウ 関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等
- (13) 県漁業協同組合連合会
- ア 事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供
 - イ 事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置
 - ウ 事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整
 - エ 漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整
 - オ 流出油等防除資機材の調達及びあっせん
 - カ 出荷停止等による風評被害の防止
 - キ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - ク 事故原因者等への漁業被害の求償
 - ケ 漁業関係者に対する融資等の実施
 - コ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣

3 市の役割

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担の上で防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

4 県の役割

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市町村等が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。

また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

5 第九管区海上保安本部の役割

海上保安本部は、海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又は防除措置を講じていない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講ずる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

第2節 油等流出事故災害予防対策

担当：総務課、農林水産課、各支所、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関及び関係団体が関与し、かつ、その被害防止並びに発生後の対策が多岐にわたることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するため、関係防災機関の相互協力、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施、事故発生時における協力体制、情報交換の方法等について事前に定める。

(2) 各主体の責務

ア 市は、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設等を情報マップに整理し、防除に必要な資機材の整備に努める。

イ 県は、油等流出事故の発生に備え、自ら防除に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係機関の防除資機材の保有状況を把握し、関係防災機関との情報交換に努める。

ウ 第九管区海上保安本部は、油等流出事故に備えた訓練の実施に努めるとともに、海上交通情報の提供体制整備等に努める。

2 関係機関の相互協力

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等に関する情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ定める。

【主な関係機関の窓口】

機関・団体名	担当部署
新潟県	防災局 危機対策課
村上市	総務課
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課
県警察本部	地域部 地域課
北陸地方整備局	企画部 防災課
指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部
県漁業協同組合連合会	総務指導部 総務課
石油連盟	出光興産(株)、新潟石油製品輸入基地 管理課
新潟県東部排出油等防除協議会	新潟海上保安部 警備救難課

3 市の役割

(1) 情報マップの整備

市は、沿岸域において、地域特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備する。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成することとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用を図る。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位についても検討しておく。

情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

【情報図に記入すべき施設、地域（例）】

区分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の飛来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設・火力・原子力発電所取水・排水口、 水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人工構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖 等

(2) 防除資機材の整備

市は、自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 訓練、人材育成

市は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

第3節 応急体制の確立

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市、県、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局及び県警察は、被害を最小限化するため、速やかに応急体制を確立する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 沿岸の監視及び関係機関からの情報収集体制を速やかに確立する。

(イ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

イ 県の責務

(ア) 自ら情報収集活動を行うとともに、関係機関の情報共有体制を速やかに確立する。

(イ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市が行う防除活動を支援する体制を速やかに確立する。

(ウ) 関係防災機関の防除活動が、統一的な方針に基づき、有機的な連携により実施されるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

ウ 第九管区海上保安本部の責務

巡視船艇及び航空機による情報収集、事故原因者等に対する防除措置の指導並びに海上における防除活動に必要な調整等を行う体制を速やかに確立する。

エ 北陸地方整備局の責務

航空機、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、河川の管理者又は港湾の施設設置者等として自ら行う防除活動並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

オ 県警察の責務

県警察ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、現地における警戒及び交通規制等の実施並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

(3) 達成目標

関係機関における迅速な応急体制の確立及び情報の共有化による早期の事態把握により、有機的連携による防除活動を早期から実施し、被害を最小限化する。

2 市の応急体制の確立

市は、震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」及び同章第2節「災害配備体制」に準じて職員の非常招集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な応急体制を速やかに確立する。

なお、応急体制の確立に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 消防機関を中心とする沿岸の監視体制を整備するとともに、関係機関及び地域住民からの情報収集体制を整備すること。
- (2) 沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備すること。
- (3) 市域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行うこと。

- (4) 自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行うこと。
- (5) 必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材のあっせんの要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立すること。
- (6) 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備すること。
- (7) 防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備すること。
- (8) 村上市災害ボランティアセンター（以下「市ボランティアセンター」という。）へ職員を派遣するなど、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有すること。
- (9) 事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存すること。

3 油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

(1) 参加機関・団体

ア 公的機関

県、県内市町村、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

イ 事故原因者及び関係団体

事故原因者、指定海上防災機関、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

ウ その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

(2) 協議事項

ア 防除方針の検討

イ 防除活動の実施に係る関係機関の調整

第4節 情報の収集・伝達計画

担当：情報総括部、消防部、支部、関係各部

1 計画の方針

(1) 基本方針

油等流出事故災害の事故情報、被害状況及び関係機関の活動状況等に関する情報の収集・伝達方法について定める。

(2) 各主体の責務

ア 第九管区海上保安本部は、収集した情報を、油等防除対策調整会議を通じて伝達するなど情報の共有化に努める。

イ 県は、関係機関が収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて関係機関へ伝達する。また、県域を超えた油等流出事故災害については、近接県等と密接な情報交換に努める。

ウ 市・消防本部は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図る。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、油等流出による海難事故の未然防止と海上の安全確保に努める。

(3) 情報の共有化

油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう努める。

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定める。

2 事故原因者の責務

(1) 通報

海防法第38条に該当する油等の流出があった場合には、当該船舶の船長は、法令の定めるところにより最寄りの海上保安機関に通報する。

(2) 収集・伝達する主な情報

油等を流出した原因者等船舶乗組員関係者は、大量の油等を認知した場合は、最寄りの海上保安機関に当該油に関する次の情報を提供する。

ア 流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報

イ 流出油等の防除措置の実施状況に関する情報

3 第九管区海上保安本部の役割

(1) 情報収集

巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を実施する。

(2) 各種情報の分析、評価

浮流油等の漂流予測を行い、得られた防除等に係る情報を適切に分析・評価する。

(3) 収集・伝達する主な情報

ア 巡視船艇及び航空機で収集した情報（現場付近の流況）

イ 気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報

- ウ 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報
- エ 防除活動実施状況に関する情報
- オ 油等の専門家に関する情報
- カ 海上において警戒区域を設定した場合は、その区域に関する情報

(4) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害等対策編第3章第9節「広報計画」によるもののほか、海上における事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として第九管区海上保安本部が広報を行う。

(5) 体制

中央において警戒本部が設置された場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

(6) 周知

災害の波及が予想される場合、無線・電話・巡視船艇を活用し、船舶全般に周知する。

4 県の役割

(1) 情報収集

- ア 消防防災ヘリコプター及び県所属船舶による巡視パトロールにより情報の収集に努める。
- イ 県内市町村・関係防災機関との間で、災害時の被災状況等の情報収集及び伝達を行う。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 消防防災ヘリコプター及び県所属船舶で収集した情報
- イ 海岸パトロールの実施で収集した情報（漂着状況）
- ウ 県が実施した防除活動に関する情報
- エ 県内市町村の漂着状況に関する情報
- オ 県内市町村が実施した防除活動に関する情報
- カ 各機関が実施した防除活動実施状況
- キ 資機材に関する情報
- ク 油等の専門家に関する情報
- ケ 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害等対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、漂着油等の状況及び市町村等の防除活動状況等については、原則として県が広報を行う。

5 市・消防本部の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール及び住民からの通報等により情報の収集に努める。
- イ 収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。
- ウ 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を報告する。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）

- イ 市が実施した防除活動に関する情報
- ウ 資機材に関する情報
- エ 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

(3) 沿岸住民への周知

広報車・防災行政無線等を活用し、沿岸住民に対し次に掲げる事項の周知に努める。

- ア 事故の状況
- イ 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- ウ 防災活動の状況
- エ 避難準備等の一般的注意事項
- オ その他必要事項

6 県警察の役割

(1) 情報収集

県警察ヘリコプター又は船舶により被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報する。

(2) 警戒、交通規制等

必要があると認められるときは災害地における警戒、避難誘導、交通規制等を実施し付近住民の安全を守る。

7 北陸地方整備局の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール（直轄海岸等及び、直轄河川河口付近における監視パトロールを実施）を実施し、情報収集を行う。
- イ 航空機・船舶による情報収集及び伝達を行う。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 船舶、ヘリコプターによる情報
- ウ 関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報
- エ 油回収船の出動状況に関する情報（防除活動の実施）

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害等対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、大型油回収船による防除活動については、北陸地方整備局が広報を行う。

8 自衛隊の役割

関係防除機関の防除活動の支援に関する情報を、艦船・船艇及び航空機で収集伝達を行う。

9 県漁業協同組合連合会の役割

各漁協に対し、漁船等による情報収集を指示し、収集した情報については油防除対策調整会議に伝達する。

10 新潟地方気象台の役割

現場付近に関わる気象情報（海上風・波浪等に関わる予報や警報等）を油防除対策調整会議に伝

達する。

11 指定海上防災機関の役割

防除措置の実施状況、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

12 排出油等防除協議会の役割

油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

13 石油連盟の役割

防除措置における技術的指導に関する情報、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

14 港湾・漁港管理者の役割

災害の波及が予想される場合は、船舶及び拡声器等を活用し、港内船舶に対する周知に努める。

15 放送事業者の役割

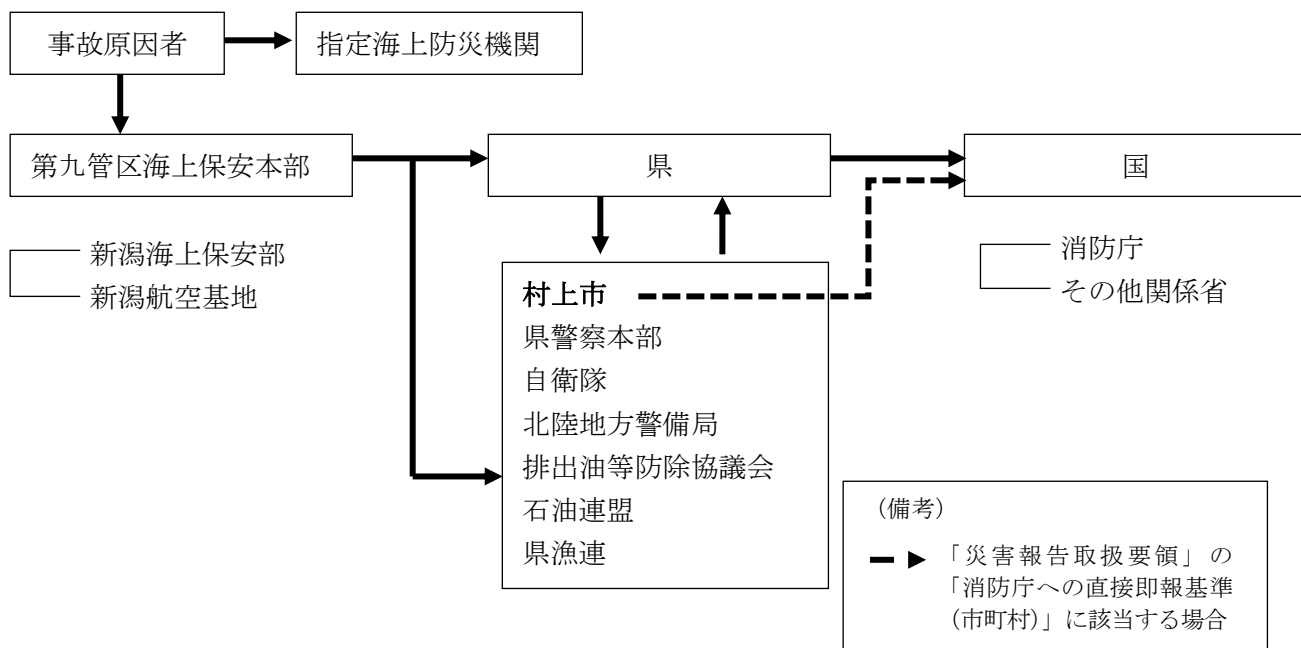
災害の波及が予想される場合は、放送媒体を活用し一般船舶及び沿岸住民に対する周知に努める。

16 各機関の情報の収集手段等

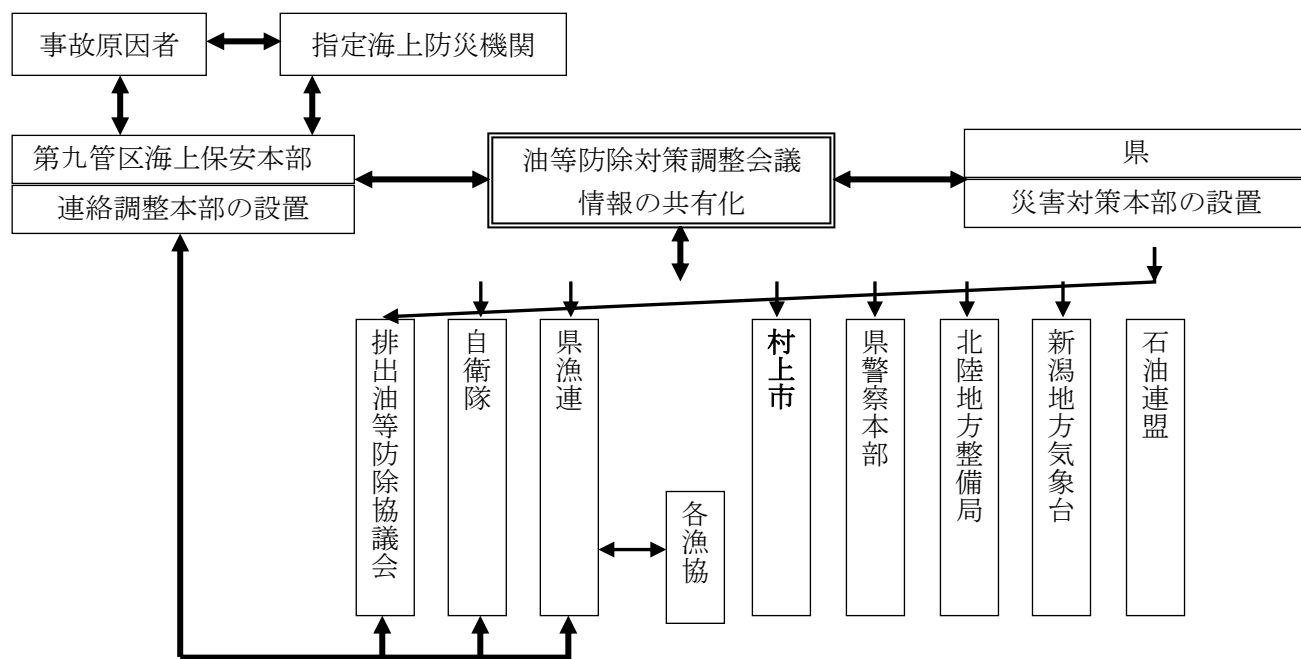
各機関の情報収集手段等は、概ね次のとおりとする。

機関名	情報収集手段	伝達先
事故原因者	・ 目視等あらゆる手段による情報収集	・ 被災状況を直ちに海上保安機関への通報
市	・ 現地調査（海岸パトロール） ・ 地域住民の通報による情報収集	・ 県災害対策本部への伝達 ・ 油等防除対策調整会議への通報
第九管区海上保安本部	・ 巡視船艇、航空機による情報収集	・ 収集した情報の一元化 ・ 油等防除対策調整会議への通報
県	・ 消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」現地調査（海岸パトロール）による情報収集画像伝送システムの利用	・ 収集した情報の一元化 ・ 油等防除対策調整会議への通報
県警察	・ 県警察ヘリコプターによる情報収集 ・ 画像伝送システムの利用 ・ 警察用船舶による情報収集 ・ 警察官による海岸パトロール	・ 県災害対策本部への伝達 ・ 油等防除対策調整会議への通報
自衛隊	・ 航空機、船舶による情報収集	・ 県災害対策本部への伝達 ・ 油等防除対策調整会議への通報
北陸地方整備局	・ 航空機・船舶による情報収集 ・ 現地調査（海岸パトロール）	・ 県災害対策本部への伝達 ・ 油等防除対策調整会議への通報
県漁業協同組合連合会	・ 漁協による情報収集	・ 県災害対策本部への伝達 ・ 漁協への伝達 ・ 油等防除対策調整会議への通報

17 一次情報及び被害情報伝達系統図



18 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



第5節 油等防除対策調整会議

担当：情報総括部

1 計画の方針

防災関係機関及び関係団体が一体的に円滑かつ迅速な防除活動を実施するため、油等防除対策調整会議の設置及び検討すべき内容等について定める。

2 油等防除対策調整会議の設置

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常現地災害対策本部等が設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整を行う。

防災関係機関、関係団体は、関係法令に基づき速やかに所要の防除措置を講ずるとともに、防除活動を一体的、効果的に実施するため、必要に応じて油等防除対策調整会議において調整を図り、各機関が同一の方針の下に有機的な連携を保ちながら活動を実施する。

(1) 専門家等の活用

防除対策の検討及び関係機関の調整を行うに際しては、油等に関する専門家、アドバイザーを積極的に参画させる。

(2) 市等の対応

災害現場において防除活動を実施する市等は、油等防除対策調整会議が検討した防除対策に基づき防除活動を実施することとするが、災害現場の状況に応じた効果的な措置も講ずることができる。

(3) 事故原因者等との速やかな調整

事故原因者並びに海事鑑定人と応急的に防除活動を実施する市町村等との間では、油等防除対策調整会議の場を通じて、防除作業の方法、使用する資機材、費用負担等について、常に速やかな調整を行うよう努める。

(4) 連絡体制の整備

油等防除対策調整会議に参加する機関相互の連絡方法等を明確化するとともに、事務処理の円滑化のため、被害状況の報告様式等の統一を図る。

3 油等防除対策調整会議における防除対策の検討等

油等防除対策調整会議において検討、調整する主な事項は次のとおりとする。

(1) 関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油等防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

(2) 段階的目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本方針とすることを確認する。

また、事故の規模、天候及び時間的経過等に応じてその都度、段階的、現実的な防除目標を定める。

ア 第1段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

イ 第2段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により油等の周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

ウ 第3段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

エ 第4段階の目標

油等の海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位に従って海岸の防除を行い、被害を軽減することを目標とする。

(3) 事故災害レベルの評価

事故災害の規模、内容に応じた応急体制を整備するため、専門家等の意見を踏まえ、油の流出量と沿岸への近接度に応じた対応に努める。

ア 国家的な防除支援を必要とする大規模な流出事故

海洋及び沿岸域への広範囲にわたる影響が予測されるため、直ちに災害対策本部等の応急体制の確立を図る。

イ 中規模の流出で当事者のみによっては防除することができない事故

海洋及び沿岸域への影響が予測されるため、事故の態様に応じた応急体制の確立を図る。

ウ 局所的な流出で当事者のみの対応によって防除が可能か、又は沿岸域への影響が少ないと考えられる事故

防災関係機関は通常、事態の推移を見守り、必要に応じて応急体制を整備する。

(4) 防除対策の検討

主として次の事項について協議し、関係機関の合意を得る。

ア 海上における流出油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること。

(イ) 防除及び回収方法に関すること。

イ 漂着油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること。

(イ) 防除及び回収方法に関すること。

(ウ) 通信手段、通信方法の調整に関すること。

(エ) 防除作業の安全管理に関すること。

(オ) 防除作業従事者の健康管理に関すること。

(カ) 作業記録の保存に関すること。

(キ) ボランティアとの連携に関すること。

ウ 回収油等の処分

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること。

(イ) 処分方法の選択に関すること。

(ウ) 一時保管場所の選定に関すること。

エ 資機材等の調達、あっせん

(ア) 油等防除資機材の調達及びあっせんに関すること。

(イ) 輸送手段の確保及びあっせんに関すること。

オ その他、必要とする防除対策の検討及び調整

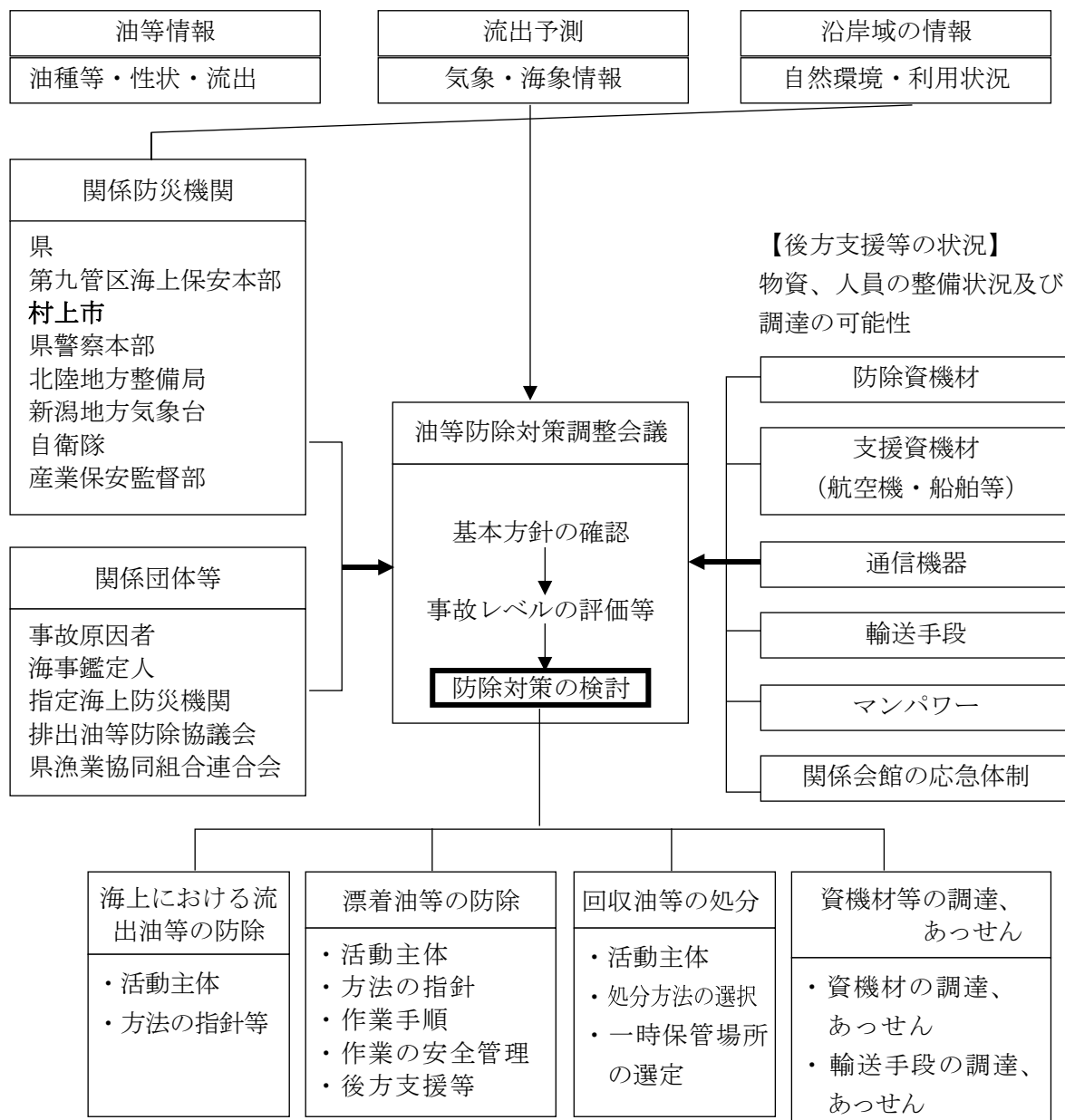
(5) 作業記録の保存・整理

海上及び海岸で防除活動を実施するすべての機関は、毎日の作業に係る記録を保存、整理し、事故原因者等に対する補償請求に備えるものとし、記録すべき内容等は各機関と協議の上、定める。

(6) 広報

報道機関等への情報の提供は、本章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるとおりとし、更に一元的な情報提供の方法についても検討する。

【防除対策等の検討フロー図】



第6節 流出油等防除対策

担当：情報総括部、経済部、福祉部、市民部、消防部、支部、関係各部

1 計画の方針

流出油等の防除に携わる各機関が、関係法令及び油等防除対策調整会議で検討した防除対策等に従って海上及び海岸で実施する防除対策について、関係機関が留意すべき事項について定める。

(1) 基本方針

- ア 流出油等の防除は、自然環境及び社会環境に対する影響に留意し、その被害を最小限に食い止めるため、極力海上で回収することを基本とする。
- イ 回収はできるだけ機械的回収に努め、処理剤を使用する場合は、必要性、緊急性及び生態系への影響を考慮し、関係機関と十分調整の上、実施する。
- ウ 海岸に漂着した場合は、速やかな回収・処理に努め、二次災害の防止を図る。
- エ 流出油等の回収において、災害ボランティア活動を組織的かつ円滑に行うため、県や関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 各主体の責務

- ア 事故原因者等の防除措置を講ずべき者及び防除措置を講ずべき者から委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、次に掲げる措置のほか、現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。
 - ・オイルフェンスの展張
 - ・損壊箇所の修理等による油等の流出防止
 - ・他のタンクへの残油の移送
 - ・流出油等の回収
- イ 市は、地域内の自然的、社会的環境を守るため、積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置するとともに、市ボランティアセンターの運営を支援する。
- ウ 県は、回収された油等が適切に処理されるよう海防法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必要な指導、監督を行うとともに、県内の収集運搬業者、処分業者が積極的に協力するよう要請及び調整を行う。
- エ 第九管区海上保安本部は、防除措置を講ずべき者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講ずる。

また、流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。
- オ 県災害ボランティア調整会議は、油等流出事故により、災害ボランティアの活動の可能性が考えられるときは、県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）を設置し、市ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。
- カ 村上市社会福祉協議会は、市災害対策本部等と協議して市ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動を支援する。

(3) 達成目標

流出油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため、市は、地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回収レベルを定める。

ア 自然景観・観光地域	漂着油等が目立たない程度まで除去する。
イ 海水浴場	手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。
ウ 磯根海岸	漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等が認められない程度まで除去する。
エ 港湾・漁業・海岸保全施設	当該施設の利用に支障をきたすおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。
オ その他の海岸	漂着状況により個別に判断する。

(4) 積雪期の対応

特に積雪期における防除作業については、危険が伴うため、あらかじめ救護所の設置、健康相談や転落、転倒防止策等の措置を講じ、防除作業従事者の安全確保、健康管理に留意する。

2 事故原因者の責務

- (1) 流出油等に係る情報を速やかに第九管区海上保安本部へ通報する。
- (2) 油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、防除活動を実施する。
- (3) 流出油等の回収措置や被害者への損害賠償に対して責任を持って対応する。

3 市の役割

- (1) 関係機関と連携して積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置する。
- (2) 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

4 県の役割

- (1) 県内の収集運搬業者、処分業者に対して保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整を行うものとし、保管場所に関して指定海上防災機関等と協力し、港湾等の適地の選定を行う。
- (2) 市及び関係機関が行う流出油等の防除活動の連絡調整を図るとともに、河川・海岸・港湾等の管理者として、必要に応じて自ら防除活動を行う。
- (3) 防災資機材について、油等防除対策調整会議等を中心にオイルフェンス、油回収機、油吸着材等のあっせん、調整を行う。

5 第九管区海上保安本部の役割

- (1) 海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。
なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議等を通じて関係防災機関へ逐次提供する。
- (2) 流出油等防除の第一義的な義務を有する事故原因者等を指導し、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行う。
- (3) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

6 北陸地方整備局の役割

- (1) 北陸地方整備局は、航空機、船舶等による流出油等の漂流情報の収集活動に協力するとともに、国が行う海洋汚染の防除に関する業務として、大型浚渫兼油回収船「白山」の活用を含めた流出油等の防除活動を行う。
- (2) 被害の拡大防止のため、国土交通省が有する資機材の貸出等、自治体への応援、支援を行う。

7 情報の流れ

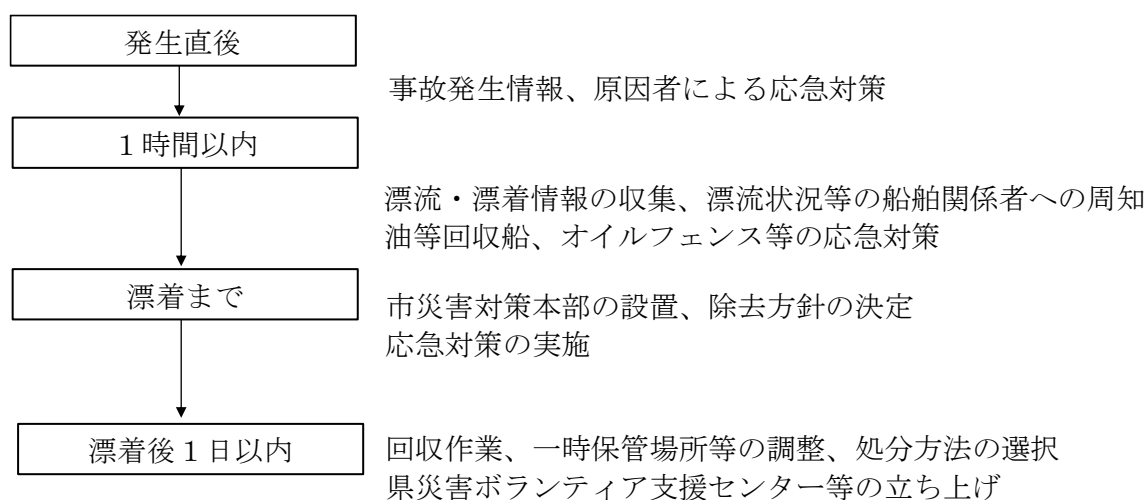
(1) 流出油等に係る対応（事故現場から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防除措置を講ずべき者（事故原因者）	第九管区海上保安本部	・油等流出情報
その他船舶及び防災機関	第九管区海上保安本部又は市、県等	
第九管区海上保安本部	その他船舶及び防災関係機関	
	油等防除対策調整会議等	・油等漂着予想海岸、油等漂着予想時間 等

(2) 漂流した流出油等に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関、住民	市、県、港湾等施設管理者等	・油等漂着情報
市、県、港湾施設管理者等	油等防除対策調整会議構成員等	・油等漂着情報、防除応急対策

8 業務の体系（発生後のフロー）



9 業務の内容

(1) 海岸施設等の防除対策

実施主体	対策	協力依頼先
市	関係機関と連携して防除活動を実施	
県	回収された油等の保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整	県内の収集運搬業者、処分業者
海岸、港湾及び漁港施設管理者	必要により管理する施設の防除活動を実施	
河川管理者	河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は関係機関と連携して必要な防除活動を実施	
海水利用施設管理者	取水口付近へのオイルフェンスの展張、流出油等の回収等の防除措置、状況に応じて取水の制限・停止等	

(2) 流出油等情報の提供

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	流出油等の状況	報道機関
油等防除対策調整会議等	流出油等除去方針の決定及び流出油防除活動状況	報道機関

(3) 流出油等の回収対策

実施主体	対策	協力依頼先
指定海上防災機関等	民間借り上げ船舶等による流出油等の除去	漁業協同組合
油等防除対策調整会議等	1 調達可能な回収船、防除資機材のあっせん 2 義援物資等の活用	国土交通省、 県トラック協会等
県支援センター、 市社会福祉協議会	市ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの活動支援	全国社会福祉協議会、 市外の市町村社会福祉協議会、 NPO

第7節 漁業対策

担当：経済部

1 計画の方針

(1) 基本方針

油等流出事故の発生に際し、水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、県及び海上保安機関の協力の下で、県内の漁業協同組合及び新潟県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が実施する対策の方針について定める。

(2) 各主体の役割

ア 県漁連

- (ア) 油等の流出事故が発生し、新潟県沖合海域及び沿岸地域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、県漁連事務局（新潟市万代島）内に会長を本部長とする対策本部（以下「県漁連対策本部」という。）を設置する。
- (イ) 県漁連対策本部の組織は、概ね次のとおりとする。

本部長 (会長)	総務班	- 被害状況等の情報収集・伝達 - 漁業補償対策 - 海上災害防止センター等との調整
	資材調達班	- 漁協等が使用する防除資機材の調達 - 県漁連で保有する防除資機材の搬送 - 漁協間の資機材配備の調整
	回収班	- 漁協による防除活動の方針決定 - 防除活動に関する漁協間の調整 - 処理剤の使用に関する調整

本部長は、県内の各漁協の意見を調整・統合し、油等流出事故に関する県内の全漁業者の代表として、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。

本部長は、漁船による海上での一斉回収の決定等の重要な事項については、必要に応じて関係漁業協同組合の組合長等による対策会議を開催して協議する。

- (ウ) 関係する漁業協同組合（以下「漁協」という。）と相互に連絡窓口を確認するとともに、県、市及び第九管区海上保安本部に対し、連絡体制を報告する。
- (エ) 流出油等の情報を定期的に県から入手して関係する漁協に伝達するとともに、各漁協から報告を受けた内容を集約し、油防除対策調整会議に報告する。
- (オ) 事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関等との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。
- (カ) 各漁協の動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、流出油等の漂流・接近状況、気象状況等を勘案して、日程、作業海域の分担等の作業計画を策定する。県内漁船による回収作業の範囲は、概ね5海里以内の海域とし、さらに、漁船の大きさ（トン数）により行動範囲を段階的に設定する。

- (キ) 漁協の要請に基づき、保有する防除資機材の貸出等に努める。
自ら調達することが難しい場合又は特殊な資機材が必要な場合は、油防除対策調整会議等にあっせんを依頼する。

イ 関係漁協

- (ア) 流出油等による影響が及ぶと予測される漁協は、必要に応じて組合長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、県漁連、市災害対策本部等との連絡体制を構築する。
- (イ) 各漁協は、自発的に又は市等の要請に応じて、漁船による地先海域のパトロールを実施し、収集した情報を県漁連及び市等に報告する。
- (ウ) 関係漁協は、漁業関係施設の防除及び漁船による海上での流出油等防除作業の統括に当たる。防除作業に必要な用具等は、原則として各漁協で調達することとし、各漁協で調達できない場合は県漁連に保有資機材の貸出、提供及びあっせんを依頼する。

ウ 県

県漁連及び各漁協の協力の下、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。

2 情報の流れ

(1) 事故現場から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
漁協	市、県漁連	・ 地先海域における流出油等の漂流状況
県漁連	油防除対策調整会議	

(2) 事故現場へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、県漁連	・ 沖合の流出油等の漂流状況
県漁連	関係漁協	・ 今後の漂流予測情報

3 業務の体系

油等流出情報の収集・共有



海上における防除活動



環境影響調査の実施

4 業務の内容

(1) 流出油等の防除

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 海上防除作業を指導・支援するため、作業海域に漁業指導船等の県保有船舶を派遣し、各船団のリーダー船に対し、必要な情報を漁業無線により伝達する。 2 必要に応じて新潟県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう要請する。	県漁連、 関係漁協 県漁連
県漁連	1 事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。 2 海上又は陸上で回収作業を実施（又は準備）した漁協に対し、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存及び詳細な作業記録の作成について指導する。	各漁協
漁協	1 要請等に基づく組織的な防除作業 作業の実施の可否は、当日の気象状況を見て各漁協の組合長が判断する。 作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定めたリーダー船の指揮の下に防除を実施する。 海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬する。 2 自主的な防除作業 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去並びに地先海域での海上防除作業を実施する。 海上での回収作業は、上記に準じて船団方式により行う。	

※ 漁業関係施設等防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

ア 磯根漁場

油等による汚染被害を最も受けやすく、油等が漂着した場合は漁獲ができなくなるため、可能な限り洋上で防除することとし、漂着した場合には、漂着油等が認められない程度まで除去する。

イ 定置網、養殖施設等

流出油等の接近が確認されたときは、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスの囲い込み等により、被害の回避に努める。

ウ 漁港施設

漁港施設のうち、航路、泊地、岸壁、物揚場及び荷さばき所等は油等による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

(2) 汚染魚介類の流通防止、海洋環境影響調査

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 漁協、県漁連及び産地市場に対し、以下の指導等を行う。 ① 産地市場での水産物の官能検査（視覚・嗅覚による検査）の徹底 ② 油等の付着の確認された水産物の廃棄、流通阻止の徹底 ③ 検査済の水産物の品質保証の関係者への周知徹底 2 消費地市場関係者に対し、以下の指導等を行う。 ① 流通魚介類への油等の付着の有無の確認の徹底と適切な対応 ② 産地市場での取組みを踏まえた円滑・適正な商取引の推進 3 必要に応じ、流通魚介類について自ら官能検査等を行う。	県漁連、各漁協 県水産海洋研究所
県漁連	各漁協に対し、以下の指導を行う。 1 漁船が航行・操業中に漂流油等を発見した場合の、漁協への連絡徹底 2 油等の漂流海域での操業自粛の徹底 3 油等による汚染の疑いのある魚介類の出荷・販売自粛の徹底	
県水産海洋研究所	新潟県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について以下の調査を行う。 1 生物環境影響調査 2 油等汚染影響実態調査 3 魚介類の官能検査 4 その他必要と思われる調査	

第8節 環境保全対策

担当：市民部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上における船舶や海洋石油鉱山からの大量の油等の流出事故は、揮発成分等による大気の汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境の汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 市の役割

環境汚染に関する情報を速やかに住民等に周知するとともに、住民の健康影響が懸念される場合には、避難誘導や救護所の設置など、必要な措置を講ずる。

イ 県の役割

(ア) 流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸住民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るため、流出油等の性状に応じた環境影響調査を実施し、収集した情報を市町村、関係機関等に提供する。

(イ) 引火性や毒性を有する物質が環境中に排出された場合は、二次災害防止のための危険防止措置、作業員や調査員の安全確保及び住民の避難等について検討し、必要な措置を講ずる。

(ウ) 市及び関係機関の協力を得て、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を実施する。

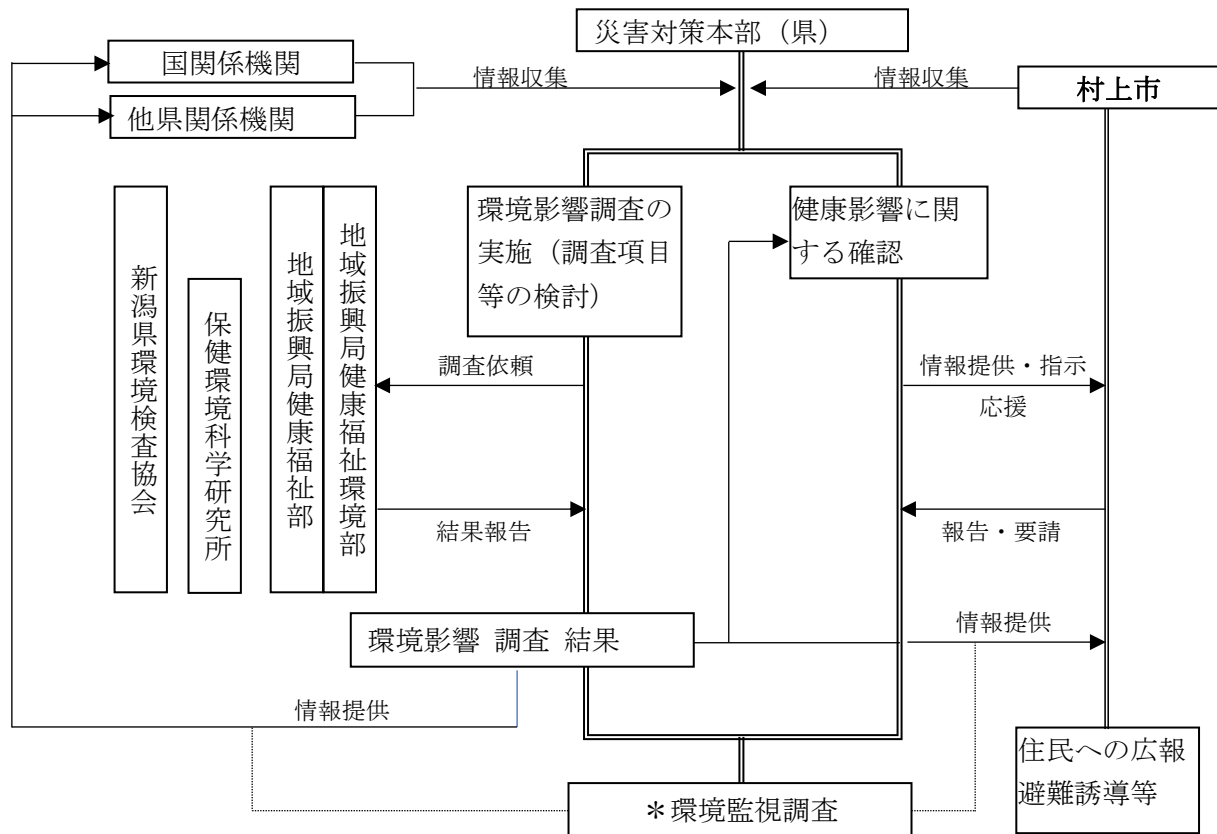
ウ 関係団体

県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、ボランティア団体等は、市及び県からの要請に応じて、野生鳥獣類の救護措置に協力する。

(3) 達成目標

環境影響調査の実施を通じて流出油等が環境及び健康に与える影響を把握し、住民に周知して健康被害の発生を防止するとともに、流出油等に汚染された鳥獣類を速やかに救護し、野生への復帰を図る。

2 連絡体制



* 復旧計画の環境モニタリングに該当

3 情報の流れ

(1) 現場から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	- 環境汚染に関する情報 - 環境影響調査の結果

(2) 現場へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	- 環境汚染に関する情報 - 環境影響調査の結果及び評価 - 健康被害対策に関する助言
市	住民	- 環境汚染に関する情報 - 健康被害に関する情報 - 救護所等の設置情報

4 業務の体系

環境影響調査に関する情報収集、調査計画の策定



環境影響調査の実施、調査結果の広報



環境汚染応急対策の実施、汚染鳥獣類の救護

5 業務の内容

(1) 環境影響調査

実施主体	対策	協力依頼先
県	流出油等の性状、成分、健康影響等に係る基本的な情報を収集し、調査実施項目、調査手法等を定める調査計画を策定する。 調査項目等の決定に当たっては、国や他県、沿岸市町村の状況等に関する情報を十分勘案する。 なお、流出油等の防除のために処理剤等が使用された場合は、その成分、健康影響等の情報を収集し、環境影響調査の必要性について検討する。	国
県（地域機関）	調査計画に基づき、村上市地域振興局健康福祉部及び保健環境科学研究所は、沿岸地域等において、漂流、漂着した流出油等による汚染状況及び環境・生態系への影響を調査・分析する。 事故の規模等によっては、新潟県環境検査協会に調査・分析の協力を求める。 調査は、水質、底質、海岸（砂浜等）等の範囲で実施し、事故の状況を踏まえ、必要に応じて環境大気中の有害大気汚染物質濃度等を測定する。 なお、環境影響調査の結果は速やかに公表する。	新潟県環境検査協会
市	地域の実情に応じた環境影響調査を実施する。 なお、実施に当たっては、県と事前調整を行う。	県

(2) 環境汚染の応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 環境汚染に関する情報として、次のものを速やかに市等関係機関に提供する。 ① 流出油等の性状、毒性等の情報 ② 処理剤等の性状、毒性等の情報 ③ 環境影響調査結果及びその評価 2 住民の健康影響が予測される場合、次の内容について市等に助言し、随時情報を提供するとともに、市からの依頼に応じて保健師等を派遣する。 ① 市における救護所等の設置 ② 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ③ 流出油等が健康に及ぼす影響 ④ 健康被害発生時の対応・相談先 ⑤ 避難指示等の発出	

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 沿岸における環境汚染状況等に関する情報を随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果について、住民等に広報する。 2 住民への健康影響が懸念される場合、必要に応じて救護所等を設置し、住民に対して次の内容を周知して、健康被害発生時に迅速に対応する。 ① 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ② 流出油等が健康に及ぼす影響 ③ 健康被害発生時の対応・相談先 なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発出し、住民の避難誘導に努める。	県

(3) 被害鳥獣保護対策

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 市、関係団体等に協力を要請し、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を次のとおり実施する。 ① 汚染された鳥獣類の保護・収容 ② 愛鳥センターへの移送・収容 ③ 愛鳥センターでの治療・リハビリ、回復後の放鳥獣（自然復帰） なお、事故の状況に応じ、国及び関係都道府県と広域的に協力して救護に当たる。	国、市、 県獣医師会、 自然及び野鳥保護団体、 ボランティア団体
	2 クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く。）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設に収容する。	市、県獣医師会
市、関係団体等	県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。	

第9節 海洋石油鉱山に係る予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海洋石油鉱山からの油流出事故に備え、鉱業権者及び関係防災機関が実施すべき防災体制の整備、関係機関との協力体制の整備、防除資機材の整備等について方針を定める。

(2) 県内の海洋石油鉱山の現状

名 称	岩船沖プラットフォーム（岩船沖南部鉱山）
位 置	胎内市荒井浜沖合約4km（北緯38° 07′ 46″ 東経139° 20′ 29″ ） 水深36.2m
防災設計	次の自然条件に耐えられる設計 風速52.7m/s 波高18.4m 潮流2.59ノット 地震加速度200gal
鉱業権者	代表鉱業権者： 日本海洋石油資源開発(株) 共同鉱業権者： 石油資源開発(株)、三菱瓦斯化学(株)

(3) 各主体の責務

ア 鉱業権者（代表鉱業権者を指す。以下同じ。）は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）及び関係法令の定めるところにより、事故発生に即応できる自衛防災組織を整備するとともに、想定される事故に対応した復旧防除活動が速やかにできるよう、あらかじめ復旧措置防除対策を備える。

イ 関東東北産業保安監督部は、鉱山保安法及び関係法令に基づき、鉱業権者に対し、防災体制の整備について必要な監督・指導を行うとともに、海上保安庁、関係自治体及び関係諸団体との協力体制の確立に努める。

2 関係機関の相互協力

防災関係機関は、原油流出事故の発生に備え、対応措置、復旧防除対策等の連絡・協力体制について、連絡窓口をあらかじめ定める。

区分	名称	部署	所在地	電話・FAX
鉱業権者	日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所	保安課	新潟市北区太郎代	TEL 025-255-3221 FAX 025-225-2294
監督官庁	関東東北産業保安監督部	鉱害防止課	さいたま市中央区新都心1-1	TEL 048-600-0446 FAX 048-601-1314
地方公共団体	新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	TEL 025-285-5511 FAX 025-282-1640

3 鉱業権者の役割

(1) 連絡・協力体制の整備

関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、県及び新潟県東部排出油等防除協議会等関係団体と原油流出事故災害発生時の情報伝達方法、応援内容、役割分担等についてあらかじめ取り決め、必要に応じて定期、随時の情報交換を行う等、平時から意思の疎通に努める。

(2) 防除資機材の配置及び維持管理

鉱山保安法及び海防法の規定に基づき油等防除資機材を備えるとともに、流出事故発生時に応援を求められる勢力をあらかじめ把握する。

防除資機材は、年1回以上定期点検を実施し、必要に応じて更新等適切な措置を講ずる。

(3) 関係機関が保有する防除資機材の把握

自己の保有する防除資機材をもってしても対処できない事態の発生に備え、新潟県東部排出油等防除協議会等の協力を得て、応援を要請できる他機関の排出油等防除資機材の種類及び数量を把握しておく。

(4) 周辺海域の情報収集・整理

県及び関係機関の協力を得て、海洋石油鉱山周辺海域の気象、海象等の自然条件及び漁場、漁具定置箇所、養殖場、藻場、海水浴場、自然公園、鳥類の飛来・繁殖地並びに工業用水等の取水口等の配置状況、利用形態等を把握し、整理する。

(5) 流出油防除協定の締結

油流出事故発生時に県、沿岸市町村、県漁業協同組合連合会等関係機関が円滑かつ速やかに防除活動を実施できるようにするため、それぞれが行う防除活動の内容及び協力要請手続に関し必要な協定の締結を図る。

(6) 教育・訓練の実施

原油流出事故の発生防止並びに流出事故発生時の的確な対応のため、次の教育・訓練を計画し、これを定期的に実施する。

- ・排出油防除資機材等排出訓練
- ・排出油防除資機材等取扱訓練
- ・消防訓練
- ・部外教育機関が実施する研修、訓練への参加
- ・新潟県東部排出油等防除協議会等が実施する訓練への参加

第10節 海洋石油鉱山に係る応急対策

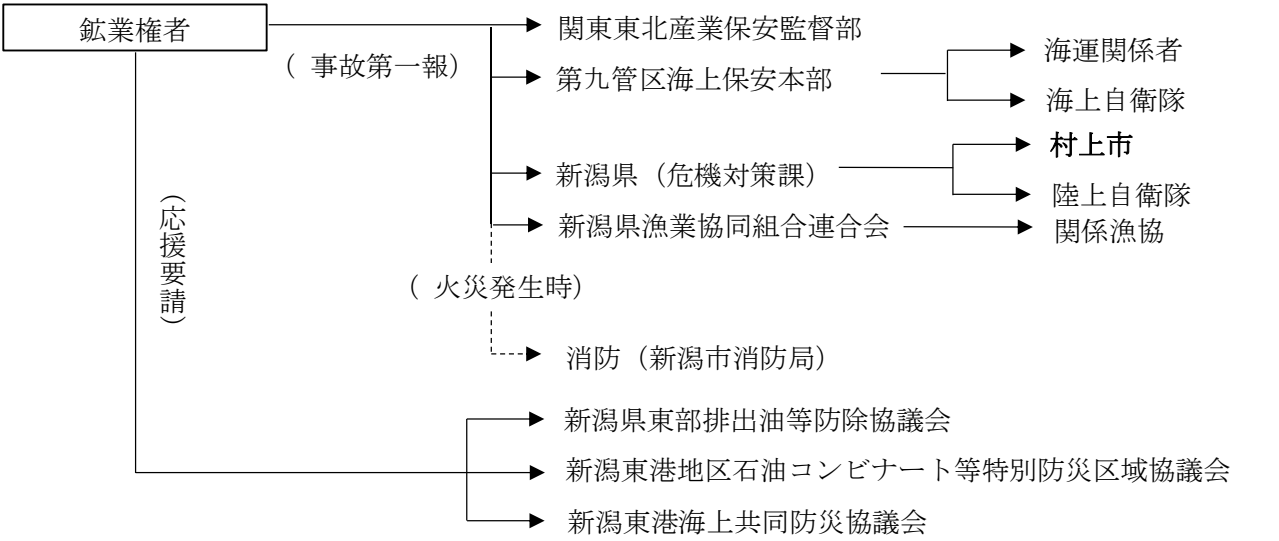
担当：情報統括部、消防部

1 計画の方針

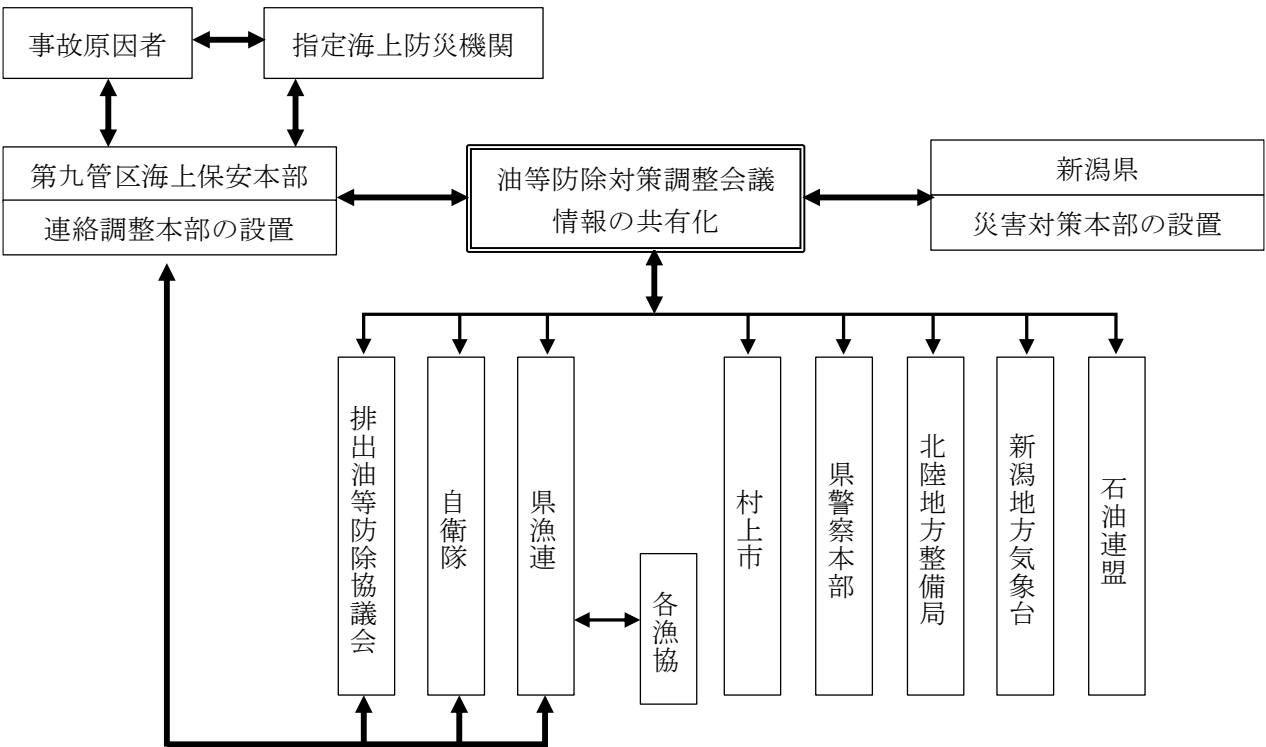
- (1) 基本方針
- 海洋石油鉱山からの油流出事故に関しては、原則として船舶からの油等流出事故に準じて復旧防除活動等を実施することとし、鉱業権者及び関係機関が実施すべき応急対策の概要を示す。
- (2) 各主体の役割
- ア 鉱業権者
- 海洋石油鉱山プラットフォーム搭載の施設からの油流出事故が発生した場合、鉱業権者は対策本部を設置し、復旧措置、防除対策を実施するとともに、関東東北産業保安監督部及び関係機関との連絡調整に当たる。
- イ 関東東北産業保安監督部
- 関東東北産業保安監督部は、岩船沖南部鉱山の海洋石油鉱山施設からの大規模な油流出事故発生の通報を受けた場合は、関東東北産業保安監督部内に事故対策本部を設置するとともに、現地に係官を派遣し、必要に応じて現地対策本部を設置する。
- ウ 第九管区海上保安本部
- 第九管区海上保安本部は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部を設置する。
- エ 県
- 県は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部等を設置する。

2 情報の流れ

(1) 事故情報等の流れ



(2) 活動状況等の情報の流れ



3 業務の内容

(1) 防除活動

実施主体	対策	協力依頼先
鉱業権者	海洋石油鉱山からの油流出事故に関する防除責任は、事故原因者が負うものとし、流出源における防除活動は鉱業権者が主体的役割を担う。 1 流出防止措置と安全の確保 鉱業権者は、流出防止措置と施設の応急措置を行うとともに、これらの作業に当たっては、施設職員の安全確保に努め、必要に応じて第九管区海上保安本部に救難要請を行う。 2 火災発生等二次災害への対応 流出事故が発生した場合、鉱業権者は火災発生等二次災害の未然防止に努め、自衛消防組織による消火活動を実施する場合は、第九管区海上保安本部及び消防機関に対し消火活動を依頼する。 3 関係機関への応援要請 海面の汚染範囲が、海防法及び国土交通省令の定めるところにより、1万平方メートルを大幅に上回ると予想される場合は、直ちに関係機関に応援要請を行う。 他機関の応援が必要な場合、新潟海上保安部を通して新潟県東部排出油等防除協議会、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、新潟東港海上共同防災協議会等の関係団体に防除資機材の提供を要請する。	第九管区海上保安本部 第九管区海上保安本部、消防機関 新潟海上保安部、新潟港排出油等防除協議会 ほか

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	第九管区海上保安本部は、流出海域の船舶に注意を喚起し、必要に応じて航行制限等の処置を行う。 また、流出箇所が海岸に近い場合は、関係消防本部に連絡し、火災発生防止に努める。	消防本部
指定海上防災機関	油の流出が大量で広域に拡大した場合、本章第6節「流出油等防除対策」により、鉱業権者の委託又は、第九管区海上保安本部の指示を受けた指定海上防災機関等が中心となり、関係機関の協力により流出油の防除を行う。	第九管区海上保安本部
事故原因者	流出油が海岸に漂着した場合又は漂着のおそれがある場合には、本章第6節「流出油等防除対策」により、事故原因者等は関係機関と連携して漂着油の防除を行う。	
漁業関係者等	海洋石油鉱山からの油流出により、防除活動を実施した関係機関及び損害を受けた漁業関係者等は、必要に応じて事故原因者等に賠償、補償請求を行うものとし、そのための挙証資料の保存、整理に努める。	県漁連

第11節 復旧計画

担当：総務課、環境課、農林水産課、観光課

1 計画の方針

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、市、県及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行う。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努める。

2 油濁損害賠償補償制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、更には国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

(1) 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

(2) 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

(3) 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するためにとられる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。

なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。認定に当たっての一般的な基準は次のとおりである。

ア 費用・損失又は損害は発生したものであること。

イ 費用は合理的で必要のある措置に要したものであること。

ウ 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること。

エ 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること。

オ 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること。

3 賠償・補償請求主体の役割

(1) 請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。

また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、市等と協議・協力の上、県が請求事務を行うものとする。

(2) 費用及び損害の把握

請求主体は、油濁損害賠償保障法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

(3) 請求の相手方

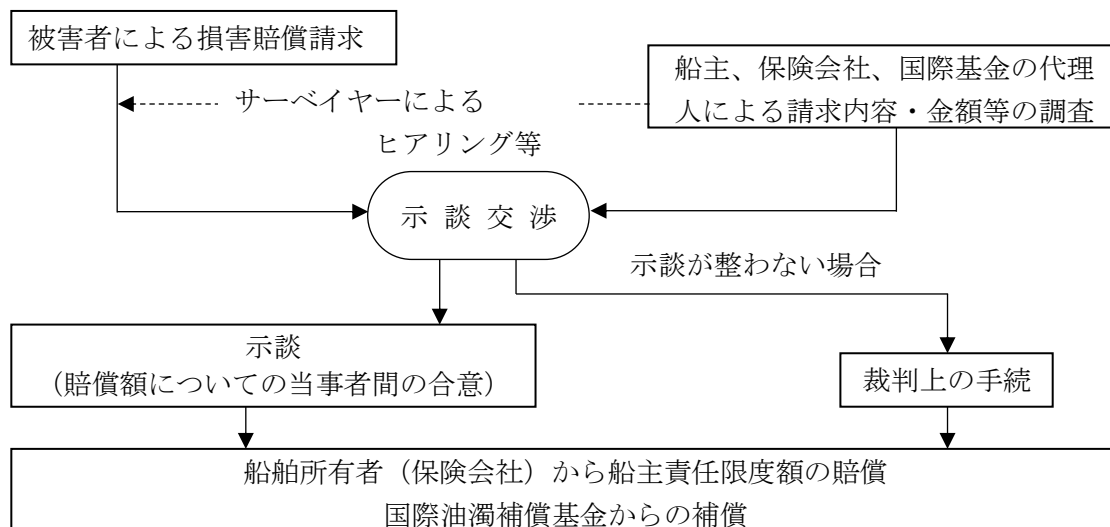
船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続により船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる。

(4) 請求の方法

請求主体は、金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。

(5) 補償交渉・示談

補償交渉・示談手続の流れは次のとおりである。



4 県の役割

(1) 漁業経営の安定対策

県は、市及び融資機関の協力の下、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融資、並びに公的資金の既借入金の償還に係る緩和措置の実施などにより、被災漁業者等の経営の安定を図る。

(2) 環境監視調査

環境保全対策（本章第8節）で実施する環境影響調査結果により、事故後の継続的な環境モニタリングが必要と判断される場合、県は、水環境、大気環境、生態系に係る環境モニタリング計画を作成し、これを実施する。

(3) 風評被害の防止対策

県は、市及び漁業、観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情

報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努める。

第5章 海上事故災害対策

第1節 海上事故災害予防計画

担当：総務課、建設課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

(2) 各主体の責務

ア 市・消防本部は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

イ 県は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

ウ 海上保安機関は、関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

(3) 荒天時の対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

2 市の役割

事故発生時における速やかな情報収集及び捜索・救助活動を可能とする関係機関の相互協力体制の確立を図る。このため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定めるとともに、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等との連絡体制強化に努める。

3 消防本部の役割

(1) 海上保安機関との連絡調整

海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平素から海上保安機関と以下の事項の調整を図る。

ア 資機材の保有状況等の資料の交換

イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ 必要資機材の集中使用の計画実施

エ 必要資機材の整備の促進

オ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、海上保安

機関と相互に交換する。

(2) 資機材の整備等

海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

4 関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

第2節 海上事故災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故災害が発生した場合、関係機関は協力して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、海上保安機関、県警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 水難救護法（明治32年法律第95号）による人命、船舶の救助を行う。
- (イ) 地先水面の海岸パトロールを行う。
- (ウ) 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
- (エ) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を行う。
- (オ) 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。
- (カ) 沿岸住民に対する避難指示を行う。
- (キ) 救護所を設置し、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
- (ク) 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

イ 消防機関（消防本部・消防団）の責務

- (ア) 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。
- (イ) 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
- (ウ) 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
- (エ) 流出油等危険物に関する対応を行う。

ウ 県

- (ア) 海上事故災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。
- (イ) 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。
- (ウ) 市に対し、応急対策の要請を行う。
- (エ) 市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動する。
- (オ) 市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (カ) 第九管区海上保安本部又は市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判

断した場合は、新潟DMA T又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

エ 第九管区海上保安本部

(ア) 海難救助等

- a 海難等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により搜索救助を行う。
- b 海難等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
- c 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(イ) 遺体の収容及び行方不明者の搜索を行う。

(ウ) 船舶火災等

- a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防機関に協力を要請する。
- b 船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と密接に協力して船舶火災消火活動を行う。

(エ) 海上交通安全の確保

- a 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- b 異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。
- c 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- d 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(オ) 緊急輸送等

緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

オ 県警察

- (ア) 第九管区海上保安本部と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。
- (ウ) 第九管区海上保安本部と協力の上、遺体の収容及び行方不明者の搜索を行う。
- (エ) 死傷者の身元確認を行う。

カ 船舶所有者等

- (ア) 消火及び延焼防止措置をとる。
- (イ) 現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。
- (ウ) その他、第九管区海上保安本部の指示による措置をとる。

(4) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

(5) 達成目標

海上事故災害が発生した場合には、すべての関係機関が情報収集、情報共有を行い、事態の早期把握に努め、速やかに対応策を講じる。事態が切迫していると判断される場合には関係機関に広域応援要請を行い、情報収集、搜索・救助活動に当たる。

2 情報の流れ

(1) 災害発生現場から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
発見者、 船舶保有者等	消防本部、県警察、 第九管区海上保安本部	・災害発生報告
消防本部、県警察、 第九管区海上保安本部	市、県	・災害発生の概況、被害情報
市	県	・被害情報、対処状況、避難情報、応援要請等

(2) 災害発生現場へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・防災情報、応急対応の実施状況
市	住民、県警察等	・防災情報、応急対応の実施状況、避難指示等

3 業務の体系

災害発生直後

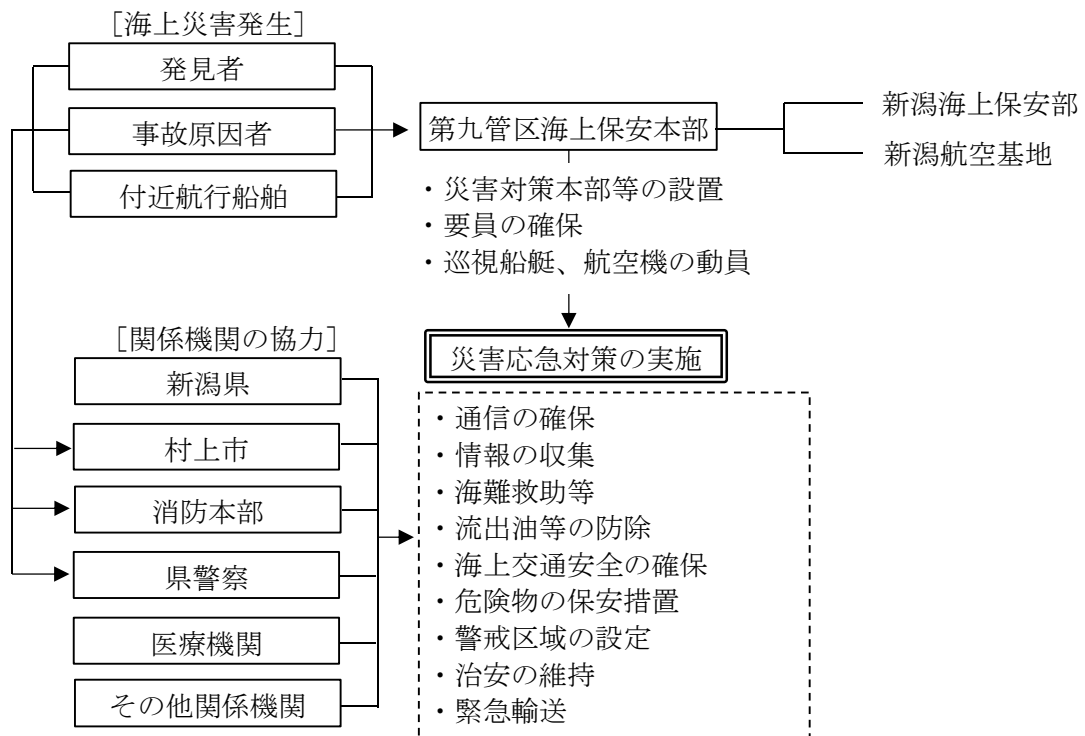
↓ 発見者、事故原因者、付近航行船舶からの通報

1時間以内

↓ 巡視船艇・航空機の動員による情報収集
市、県、関係機関による情報収集

3時間以内

↓ 関係機関の協力による応急対策の実施



災害応急活動は、事案ごとに臨機応変かつ迅速に実施する。

なお、第1次情報及び被害情報伝達系統図については、第4章第4節「情報の収集・伝達計画」による。

4 業務の内容

(1) 応急体制の確立

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。	国、県、市、自衛隊等
海上運送事業者等	発災後、速やかに「安全管理規程」「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。	第九管区海上保安本部
市・消防本部、県、県警察等	沿岸部での災害等に対応するため、必要に応じ応急体制を確立する。	第九管区海上保安本部

(2) 合同対策協議会の開催

実施主体	対策	協力依頼先
県、第九管区海上保安本部	応急対策に関する防災関係機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、必要に応じて協議の上、市、関係機関等による合同協議会を開催する。 開催場所は県庁とする。ただし、必要な場合は県庁以外の場所において開催する。	国、市、自衛隊等

(3) 広報

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、県等関係機関との調整を行い、適時適切な広報を行う。	県、市等

第3節 海上事故による危険漂流物対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし、又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の住民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について定める。

(2) 各主体の責務

- ア 船舶所有者又は船舶運航者は、海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等の漂流が発生し得ることに留意し、事前に荷崩れ防止措置の徹底を図る。
- イ 事故原因者は、積荷等が流出した場合には直ちに海上保安機関に通報し、引き続き積荷の流出防止措置と速やかな回収活動に努める。
- ウ 地域住民は、沿岸部等で漂着物を発見した場合には、速やかに関係機関に通報する。
- エ 市は、船舶から漂流した積荷等が沿岸市町村に漂着した場合には、必要に応じて警戒区域の設定や地域住民への広報を行い、危険物への接触等を防止するとともに、漂着物の処理に努め、二次災害の防止を図る。
- オ 県は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、積荷等の流出に係る情報を速やかに確認し、漂流が発生した場合には、速やかな情報収集と関係者への周知を通じて海上の安全確保を図るとともに、事故原因者に対し漂流物の回収を促す。
- カ 第九管区海上保安本部は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、船舶から積荷等が流出した場合においては、速やかに情報収集を行うとともに、海上を航行する船舶の安全確保に努める。
- キ 県漁連は、船舶から流出した積荷等が漁業施設に漂着若しくは漁場へ沈降した場合には、漂着物の処理等を行うよう漁業者の指導に努めるなど、二次災害の防止を図る。

2 情報の流れ

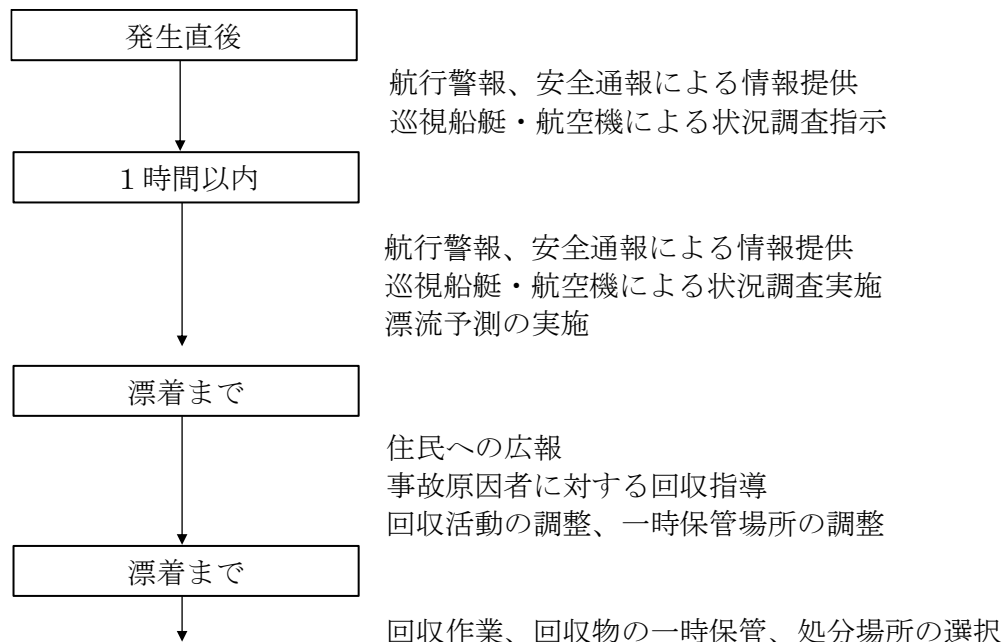
(1) 漂流物に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
事故原因者	第九管区海上保安本部	・漂流情報（流出位置、漂流物の種類・数量、現場の気象等）
第九管区海上保安本部	関係機関	・海上における漂流・漂着物に係る情報
漁業協同組合	県漁連	・漂流物の数量・位置・漂流等
住民	市・消防本部、 県、県警察	・漂流物の沿岸への漂着に係る情報
市	県	

(2) 漂流物に係る対応（漂流・漂着現場へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
第九管区海上保安本部	船舶、関係機関	・船舶に対する航行警報・安全通報 ・漂流物の海上における漂流予測
県	市	・漂流物の海上における漂流予測
県漁連	漁業協同組合	・漂流物の沿岸への漂着予測

3 業務の体系（発生後のフロー）



4 業務の内容

(1) 漂流防止対策

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積み付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬期間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。	海上運送事業者等の海事関係者、船舶所有者
船舶所有者、運航管理者	海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積み付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合わせ又は早期避難の実施に努める。	

(2) 漂流情報の収集・提供

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。	海上運送事業者等の海事関係者、港湾管理者
県	消防防災ヘリコプター等により海上漂流物並びに沈没物の状況把握を行い、速やかに市、県漁連等に対して連絡する。	漁業協同組合、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部
	沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、市に警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて住民に注意喚起を行う。 また、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、県警察、市
市	県から提供される漂流物に関する情報を速やかに住民に広報するとともに、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を講ずる。	消防機関

(3) 漂流物の回収対策

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。	県、市
事故原因者	海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、県、市と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。	第九管区海上保安本部
県	事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。 また、市及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出等に係る調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。 回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。 なお、漂流物は複数県にまたがって漂着する可能性が高いことから、隣接県及び関係市町村との調整を図った上、事故原因者に対して折衝するよう国に対して応援を要請する。	事故原因者、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、市、県漁連

実施主体	対策	協力依頼先
県	県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。 流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合、必要に応じて沈降物の確認を行う。	県漁連
県警察	必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び住民の避難誘導支援等を実施し、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。	市・消防本部
市・消防本部	漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、住民の避難誘導を行うなど、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。	県
県漁連	危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、県内各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。 また、流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。	各漁協、県、市

第6章 鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の死傷者が発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。

(2) 各主体の責務

ア 県内の鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設並びに運転取扱いに係る安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

イ 各鉄道事業者は、事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連絡体制を整備する。

ウ 北陸信越運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査、指導等を実施する。

エ 市及び県は、事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ鉄道事業者との連絡体制を定める。

2 鉄道事業者の役割

(1) 交通環境の整備

各鉄道事業者及び道路管理者は互いに調整を図り、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

各鉄道事業者は、車両の不燃化の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(3) 保守・点検による事故発生防止

各鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

(4) 防災体制の整備

各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。

JR各社（東日本、貨物）は、法及び国の「防災基本計画」に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により事故災害に対応する。

(5) 応急対策用資機材の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(6) 関係機関との相互協力体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時等非常事態に備え、市・消防本部、県警察、県その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(7) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供する。

(8) 安全教育・訓練

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。

また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。

さらに、市・消防本部、県警察、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(9) 一般公衆への啓発活動

ア 踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

3 市の役割

市は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

第2節 鉄道事故災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害における関係機関の応急対策の方針等を示す。

(1) 基本方針

各鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 関係機関の活動調整

ア 各鉄道事業者の責務

関係鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故災害対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故災害対策本部等を設置するとともに、事故現場近傍に現地災害対策本部等を設置する。

また、自社の災害対策本部等と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配する。

なお、関係鉄道事業者は、各社間の協定に等に基づき、事故発生箇所の線路を保有している社（支社）において災害対策等を実施する。

イ 市・消防本部の責務

(ア) 市は、必要に応じて本庁舎に事故災害対策本部を設置する。

(イ) 消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に応援出動を要請する。

ウ 県警察の責務

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

エ 県の責務

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて、事故現場に現地災害対策本部を設置する。

オ 日本赤十字社新潟県支部の責務

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置する。

カ 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要があると認められるときは、北陸信越運輸局に対策本部を設置する。

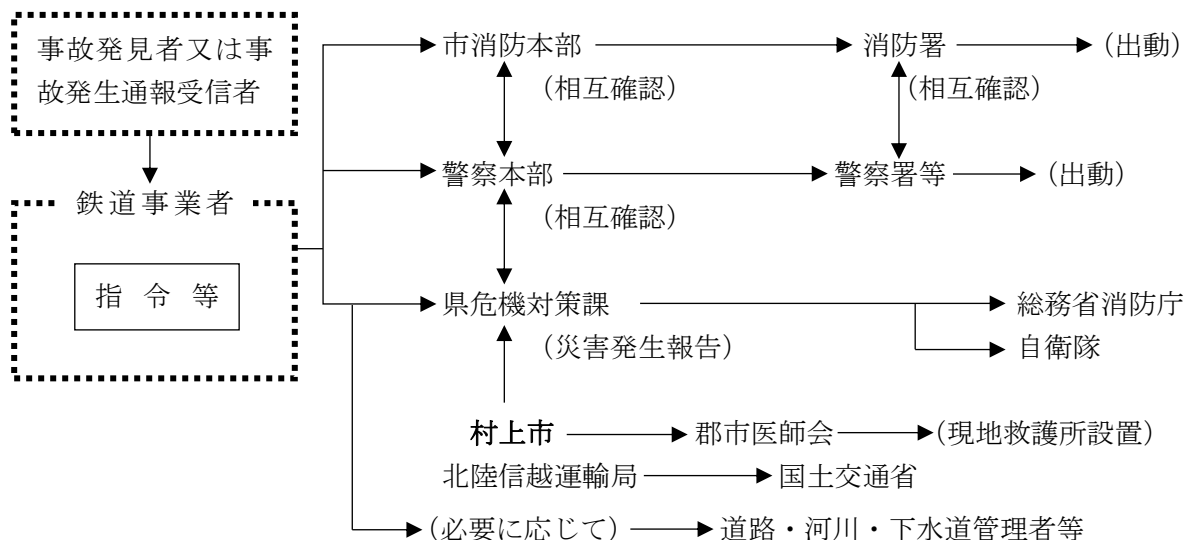
(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

各鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、次の経路により関係機関に通報する。

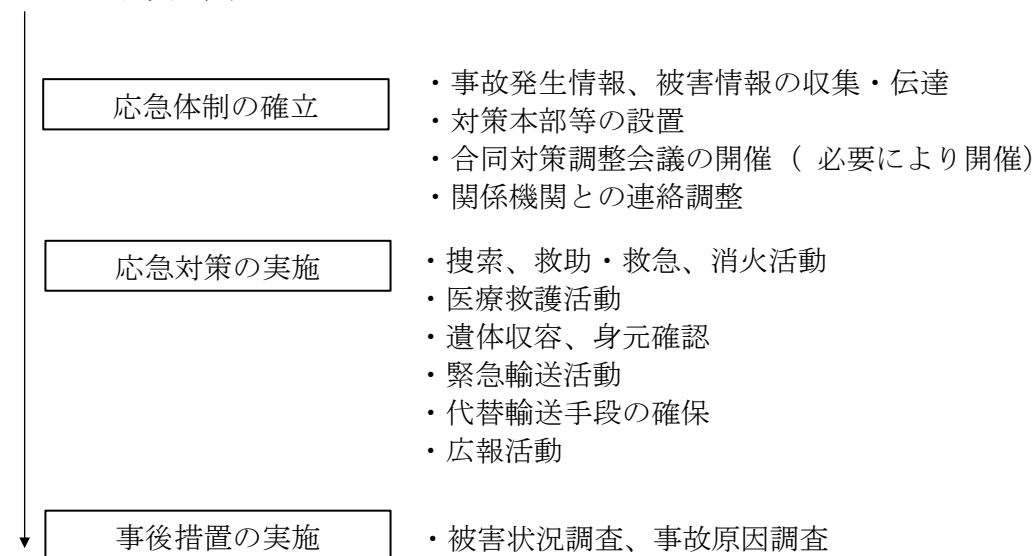


このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

3 業務の体系

☆ 鉄道事故災害発生



4 業務の内容

(1) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において各鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、県警察、県、市・消防本部等が協調して応急対策を実施するため、

関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 各主体による応急対策

ア 各鉄道事業者

関係鉄道事業者は、自社の事故災害対応マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ 市

- (ア) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (イ) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- (ウ) 遺体の処理

ウ 消防機関（消防本部・消防団）

- (ア) 消火活動及び警戒活動
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 負傷者の救出、救護
- (エ) 負傷者の医療機関への搬送
- (オ) 遺体の収容

エ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
- (イ) 医療及び死体の処理に要する資器材の調達
- (ウ) 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請
- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請

オ 県警察

- (ア) 被害情報の収集
- (イ) 負傷者の救出、救護
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

カ 日本赤十字社新潟県支部

(ア) 救護所の開設

(イ) 負傷者に対する医療処置

キ 北陸信越運輸局

現地調査、情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

(3) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに自社貨物指令室及び消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対する的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ 二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者又は関係鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市長に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、村上地域振興局健康福祉部等に連絡する。

(4) 広報活動

関係鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時報道機関等に提供する。

(5) 代替輸送計画

事故による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し、技術者等の派遣を要請する。

(7) 住民に対する広報

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、ケーブルテレビ局、コミュニティFM局等）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(8) 県への報告

関係鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

5 情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本 新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課指令室	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
J R 貨物 新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
北陸信越運輸局		勤務時間内	勤務時間外	F A X
総務部	安全防災・危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170 (昼夜休日含む。)
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	F A X
県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3592	025-280-5109	025-284-5042
県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼025-284-8939 夜025-281-3915

第7章 道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

担当：総務課、建設課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

(2) 各主体の責務

- ア 道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。
- イ 道路管理者は、事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。
- ウ 警察・消防・医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

2 国道、県道、市道の管理者の役割

(1) 道路点検及び対策の実施

国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持、修繕、補修等の災害予防措置を講ずる。

特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故のおそれが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

(3) 連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらす

おそれがあることから、道路管理者は、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

ア トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡体制
イ 県警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的な合同の防災訓練の実施

3 消防機関（消防本部・消防団）の役割

(1) 防災体制の整備

消防機関は、高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立、並びに携帯電話からの119番通報に対し的確に対応できる体制の確立に努める。

(2) 危険物の流出等に備えた資機材の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

4 医療機関の役割

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、(一社)新潟県医師会及び郡市医師会を中心として、受入可能状況等の情報を、的確に県、市、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

第2節 道路事故災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

道路管理者、県警察、消防本部は、大規模な道路事故災害発生の通報を受けたときは直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、県、市、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、道路管理者、県、市、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 被害情報の収集及び伝達

被害状況を調査し県に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

事故災害の状況により災害対策本部等を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

a 救護所及び収容施設等の設置並びに管理

b 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

c 遺体の処理

(エ) 危険物流出時の対策

危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

イ 消防本部の責務

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

直ちに市及び県へ連絡する。

(イ) 応急体制の確立

事故災害の状況により対策本部を設置する。また、必要に応じ現地対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

a 消火活動

b 負傷者の救出、救護

c 負傷者の医療機関への搬送

d 遺体の収容

(エ) 危険物流出時の対策

事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者と共同で防除活動に当たる。

また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

ウ 県

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県防災局は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警察本部及び市と連絡をとり、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、北陸地方整備局に報告する。

(イ) 応急体制の確立

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

- a 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
- b 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請
- c 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣要請
- d 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- e 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- f 自衛隊等に対する派遣要請

(エ) 危険物流出時の対策

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

エ 県警察

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県警察は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- a 被害情報の収集
- b 負傷者の救出及び救護
- c 遺体の収容及び行方不明者の搜索
- d 死傷者の身元確認
- e 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- f 現場広報及び報道対策
- g 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(エ) 危険物流出時の対策

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

オ 道路管理者

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

道路管理者は、事故発生情報を覚知した場合、直ちに警察及び消防本部に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(ウ) 応急対策の実施

道路管理者は、事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、警察・消防等に協力するとともに、被災した当該区間・施設について応急復旧措置を行う。

(エ) 危険物流出時の対策

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。

カ 日本赤十字社新潟県支部

(ア) 応急体制の確立

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、同現地本部を設置する。

(イ) 応急対策の実施

a 救護所の開設

b 負傷者に対する医療処置

(4) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

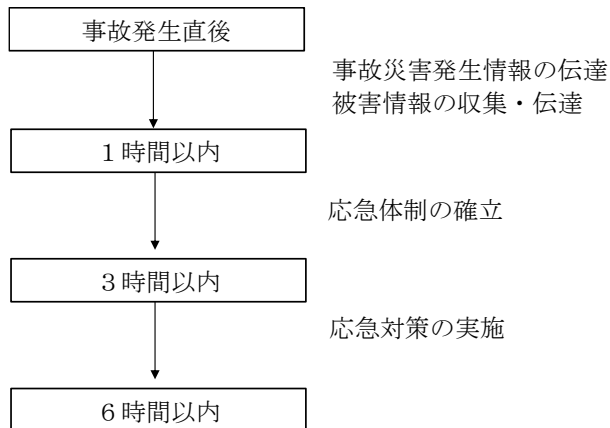
(1) 事故現場から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
事故発見者	県警察、消防本部	・ 事故発生報告
県警察、消防本部	道路管理者	・ 被害情報 ・ 危険物流出の有無
県	消防庁、国土交通省	・ 被害情報 ・ 道路施設被害

(2) 事故現場へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県警察	道路管理者	・ 交通規制情報 ・ 警戒区域の設定
県	市	・ 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣人数
市	地域住民	・ 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報収集・伝達

実施主体	対策	協力依頼先
道路管理者	事故発生情報を覚知した場合、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。	
県警察、消防本部	事故災害発生の連絡を受けたときは、県及び道路管理者に連絡する。 また、消防本部においては、事故現場を市にも合わせて連絡する。	
市	事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し、県に報告する。	消防本部
県	県警察及び市を通じて事故の状況を確認し、消防庁に報告するとともに、道路施設の被害規模等に関する情報を国土交通省に連絡する。	県警察、市、道路管理者

(2) 応急体制の確立

実施主体	対策	協力依頼先
道路管理者	事故の規模、被害状況に応じて応急体制を確立する。	
市、県	事故災害の状況により、必要に応じて災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置し、救急・救助活動、医療救護活動等に必要な体制を確立する。	県警察、消防本部、医療機関
県警察	初動措置を総括するため、警察本部又は現地若しくは事故発生地管轄署に県警察対策本部を設置する。 県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置し、連絡体制を確立する。	県
消防本部	事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動に必要な体制を確立する。	市
日本赤十字社	救護業務の実施に関して連絡統制を図るため、必要に応じて支部内に災害救護実施対策本部及び同現地本部を設置する。	

(3) 応急対策の実施

実施主体	対策	協力依頼先
道路管理者	負傷者等の救護及び消火活動等について県警察・消防本部等に協力するとともに、被災道路及び施設の応急復旧を行う。 また、事故災害により危険物が流出した場合には、県警察と連携し、消防と共同で防除活動に当たる。	県警察、 消防本部
県	関係防災機関の連絡調整を行い、以下の措置を講ずる。 1 救助、救急医療、遺体の収容 2 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣要請 3 医療機関に対する協力要請 4 自衛隊等に対する派遣要請 また、事故災害により危険物が流出した場合には、必要に応じて取水制限措置や環境調査を実施する。	県警察、 消防本部、 日本赤十字社新潟 県支部、 医療機関、 自衛隊
市	救護所及び収容施設を設置し、負傷者等の搬送を行う。 また、危険物が流出し、被害が周辺に及ぶおそれがある場合、必要に応じて住民の避難誘導措置を講ずる。	県警察、 消防本部
県警察	必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。 県警察警備本部は、必要があると認められるときは、現地警察警備本部等を設置する。	消防本部 道路管理者
消防本部	現場の消火活動とともに、負傷者の救出・救護、医療機関への搬送を行う。 また、危険物が流出した場合には、県警察と連携し、道路管理者と共同で防除活動に当たる。	県警察、 道路管理者
日本赤十字社	救護所を開設し、負傷者に対する医療処置を行う。	

第8章 危険物等事故災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取り扱う事業者（以下「事業者」という。）による自主保安対策及び行政機関による予防対策の方針を示す。

(2) 各主体の責務

ア 事業者は、法令に定める保安措置を講ずるとともに、適切な保安体制を維持し、危険物等を取り扱う施設（以下「危険物等施設」という。）の従業員に対する保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

イ 県及び消防本部は、危険物等施設の災害に対する安全性に関し、関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 積雪期の対応

事業者は、積雪、雪崩又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業員等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、災害発生時の初動における訓練の徹底を図る。

エ 災害発生時の被害の極限化を図るため、防災資機材の整備・点検に努める。

(2) 施設別の事業者の役割

ア 危険物製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的に行うとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険物取扱従事者等の人材及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

イ 火薬類製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

製造事業所（新潟県内は煙火製造事業所のみ）は製造実態を考慮した保安体制の整備を図り、危害予防規程の修正等を行う。

ウ 高圧ガス製造施設等

事業者は法令に定める技術基準等を遵守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

事業者は、災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を行うとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

事業者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。また、毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

オ 有害物質取扱施設等

事業者は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。

また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めるとともに、従業員への周知を図り、あわせて、保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

カ 放射性物質使用施設等

事業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、従業員への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。

また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備するとともに、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業員への周知を図り、あわせて、保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

3 市・消防本部の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握、立入検査の実施

所管する危険物等施設の設置状況を把握する。

また、危険物等施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 危険物等施設の安全対策

危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定の下に実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第2節 危険物等事故災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動防災対応を実施するとともに、速やかに消防、県警察等関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は被害の局限化を図るため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事業者、消防本部、県警察、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の責務

ア 事業者の責務

(ア) 共通事項

事業者は、災害が発生した場合、消防本部、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を通報し、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。また、地域住民の安全を図るため、必要に応じ、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

災害発生時には、直ちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛消防組織・自衛防災組織の活動要領に基づき自主防災活動を行い、消防機関到着後は消防機関に事故状況や事業所内の危険物等の状況等を報告し、消防機関の防災活動に協力する。

また、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設を点検し、施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

また、移送運搬中の事故に対し、移送運搬の責任者と速やかに連絡をとり、関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(イ) 個別の応急対策

a 危険物、毒物劇物及び有害物質取扱事業所

事業者は、被災状況に応じ、安全データシート（SDS）、イエローカード等各種データベースの活用、及び、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得るなどにより、迅速・適切な対応を図る。

危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

b 火薬類取扱事業所

事業者は、保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速や

かにこれを行い、見張り人を付けて関係者以外の者の接近を禁止する。

搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める。火薬庫にあつては入口、窓等を目塗土で完全に密閉する。木部には防火措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

c 高圧ガス取扱事業所

事業者は、巡回、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、被害状況を確認し、災害の拡大防止措置を講ずるとともに、関係機関へ通報、応援依頼等の連絡を行う。

d 放射性物質使用施設等

事業者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、原子力規制委員会、消防署等関係機関への通報を行う。

放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

事業者は、放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。また、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き関係者以外の立入りを禁止する。

イ 住民の役割

危険物等による漏えい、火災等の事故の発見者は、速やかに消防機関、海上保安部等に通報する。

ウ 消防機関（消防本部・消防団）の役割

負傷者の救助、消火活動等防衛活動を実施するとともに必要に応じ警戒区域を設定する。

エ 市の役割

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する避難指示等の必要な措置を講ずる。

(イ) 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

オ 県の役割

(ア) 危険物等施設の事故状況を把握し、市や防災関係機関と情報の共有化を図り、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。必要に応じ、人の健康の保護及び環境保全の観点から、環境調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

(イ) 災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報するとともに、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る関係機関と協力し事故の情報を県民に広報する。

(ウ) 事故の規模により、広域の応援が必要な場合は、緊急消防援助隊等広域応援を要請する。

カ 第九管区海上保安本部の役割

危険物積載船に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、退避勧告等を行う。

また、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合は、船舶用無線及び巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

キ 河川や水路の管理者及び港湾管理者の役割

有害物質が河川・水路等の公共用水域に流出し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川や水路の管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

河川や水路の管理者及び港湾管理者は、危険物等が大量に流出した場合、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張し、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて油吸着材、油処理剤等により処理する。

ク 県警察の役割

被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、市の避難指示等に基づく避難の指示、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

2 情報の流れ

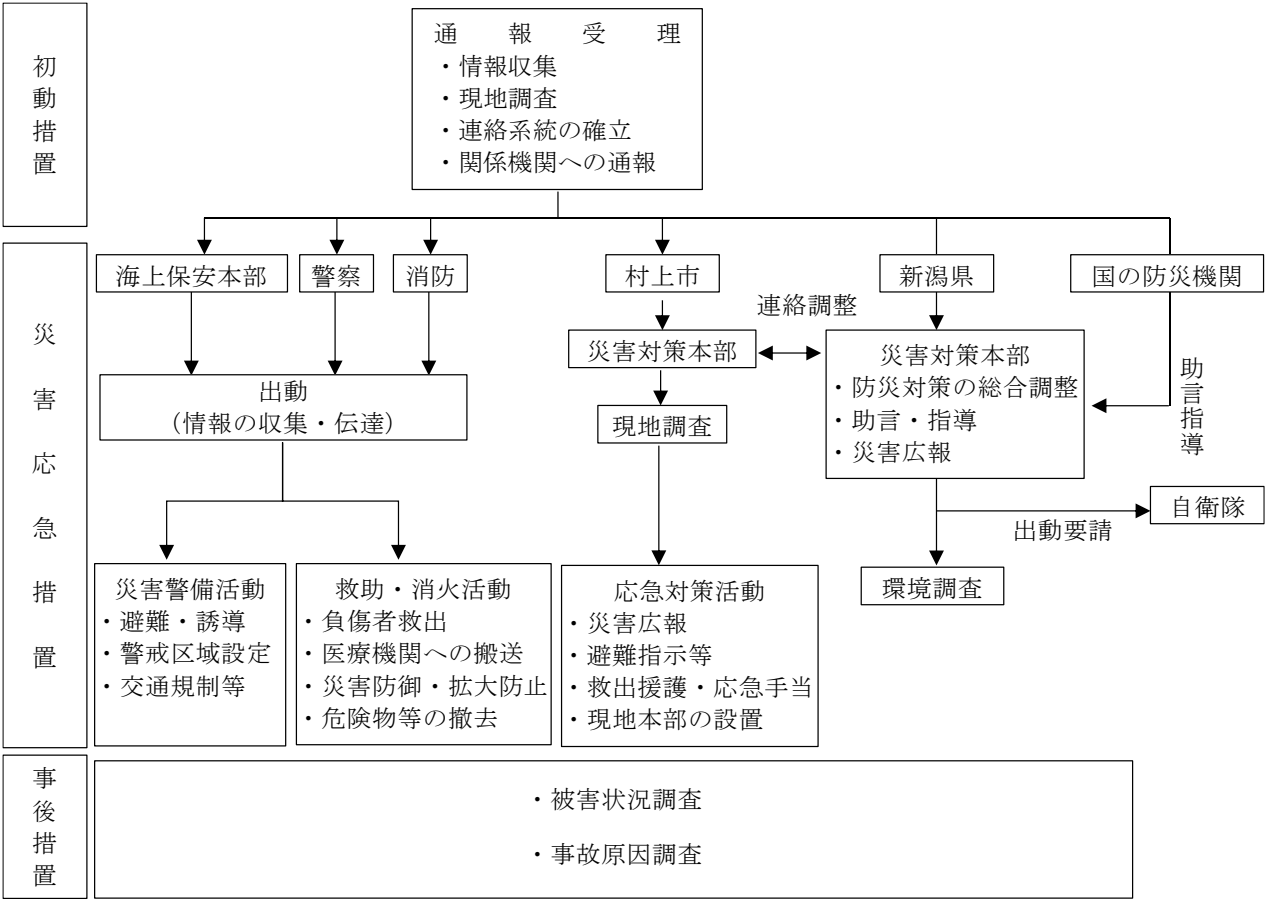
(1) 危険物等事故災害情報

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
事故発生事業所	消防機関等、 近隣事業所	・ 事故の状況（危険物の種類、漏えい・火災等事故の種類と規模、負傷者等の状況、自衛防災活動の状況等）
事故発生事業所、 市、県警察	周辺住民	・ 事故の状況 ・ 避難の必要性や避難先等の避難情報 ・ 防災活動の状況
消防本部	市、県	・ 事故の状況 ・ 避難の必要性 ・ 防災活動の状況
市、県	報道機関	
県	防災関係機関	・ 事故の状況 ・ 被害の拡大見込み
第九管区海上保安本部	付近船舶	・ 事故の状況 ・ 避難・警戒の必要性

(2) 災害応急対策情報

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防機関	市、県	・ 事故災害の鎮圧状況 ・ 負傷者等の情報 ・ 広域応援要請
県	防災関係機関、市	・ 事故の状況及び鎮圧状況
	消防庁、自衛隊	・ 緊急消防援助隊の派遣等広域応援の要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対策	協力依頼先
市、警察署	住民の生命、身体に対する危険を防止するため、避難を指示する等速やかに住民の避難誘導を実施する。	消防本部、 災害発生事業所
第九管区海上保安本部	船舶等に対し、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により避難又は警戒を呼びかける。	

(2) 災害の広報

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	災害の状況、避難の必要性の有無、鎮圧の見通し	報道機関

(3) 負傷者等の救出救護

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	負傷者等の救出、医療機関への搬送	災害発生事業所

(4) 情報の収集と伝達

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	事故状況を把握し、市や防災関係機関と情報の共有化を図る。	県警察、消防本部

(5) 災害防御と拡大防止

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部、 災害発生事業所、 第九管区海上保安本部、 河川・水路の管理者	消火活動、漏えい危険物等の拡大防止・撤去	近接事業所

(6) 火災警戒区域等の設定

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部、 第九管区海上保安本部	火災警戒区域等を設定し、火気の使用を禁止する。 必要に応じ、消防活動を確保するため、消防警戒区域を設定する。	

(7) 交通規制

実施主体	対策	協力依頼先
県警察	住民避難や消火活動等の防災活動に支障をきたさないよう、交通規制等を実施する。	
第九管区海上保安本部	船舶等に対し、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により避難又は警戒を呼びかける。	

(8) 緊急消防援助隊等の要請

実施主体	対策	協力依頼先
県	必要に応じ、緊急消防援助隊等の広域応援を要請する。	

(9) 環境調査

実施主体	対策	協力依頼先
県	必要に応じ、有害物質等の環境調査を実施し、結果を公表する。	市

(10) 水道取水停止措置

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	必要に応じ、水道用の取水を停止する。	

(11) 被害状況調査

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部、 県、県警察、 第九管区海上保安部	所管法令に基づき、被害状況を調査する。	

(12) 事故原因調査

実施主体	対策	協力依頼先
県、消防本部、 県警察、 第九管区海上保安部	所管法令に基づき、事故原因を調査する。	

第9章 集団事故災害対策

第1節 集団事故災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

祭礼、公営競技、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等による死傷者の発生を防止するため、催事等の主催者及び関係機関が留意すべき事項について定める。

(1) 基本方針

催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

イ 催事等の主催者は、県警察、消防、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

ウ 催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導體制を整備する。

エ 市は、催事等の主催者、施設管理者に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、必要に応じて消防機関と共同で催事等における安全確保体制の構築を図る。

オ 県は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、事故発生時の救助体制の構築を図る。

(3) 要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、乳幼児や高齢者等に特段の配慮の上で避難誘導體制を整備する。

2 催事等の主催者の役割

(1) 催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

ア 催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置及び警察官、警察署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

イ 主催者による避難誘導體制、消防機関への連絡体制等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と協力した救急・救護体制

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第1報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

(2) 催事等の実施計画に則し、必要に応じて事前に、警察署、消防署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。

(3) 催事等の会場及び周辺の状況等を勘案の上、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。

- (4) 催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

3 施設管理者の役割

- (1) 催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案の上、平素から下記の事項の確認及び体制整備を図る。
 - ア 施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置
 - イ 事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順、並びに警察署、消防署、海上保安部署等への連絡手順
 - ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制
 - エ 事故発生時に第1報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (2) 催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら、警察署、消防署、海上保安部署、医療機関等と連絡調整を行う。

4 催事等の参加者の役割

事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

5 市の役割

- (1) 主催者等への周知
催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。
 - ア 催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に管轄の警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等と所要の調整を行うこと。
 - イ 事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）に通報を行うこと。
- (2) 開催時の支援
催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

6 消防機関（消防本部・消防団）の役割

- (1) 催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、隣接消防機関とも緊密な協力体制の構築を図る。
- (2) 地域の医療機関及び郡市医師会と調整の上、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。
- (3) 催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施する上で必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

7 医療機関等の役割

医療機関及び郡市医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

第2節 集団事故災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、催事等の主催者、施設管理者、県警察、消防本部、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 催事等の主催者の役割

- (ア) 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、拡声器等により周辺状況を説明する。
- (イ) 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- (ウ) 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。
- (エ) 直ちに関係機関に第1報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示により的確な避難誘導を実施する。

イ 施設管理者

- (ア) 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明する。
- (イ) 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- (ウ) 直ちに関係機関に第1報を報告するとともに、催事主催者と協同して、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示により的確な避難誘導を実施する。

ウ 催事等の参加者

- (ア) 事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡する。
- (イ) 主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、要配慮者の避難誘導に協力する。

エ 消防機関（消防本部・消防団）

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集の上、迅速に救助活動に着手する。
- (イ) 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- (ウ) 多数の負傷者が発生した場合、医療機関の協力の下、現場への医療関係者の派遣、並びに搬送先医療機関の確保を的確に行う。

オ 県警察

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- (イ) 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- (ウ) 効果的な広報活動により、人心の安定を図る。

カ 市

- (ア) 消防機関とともに、必要に応じて現場での救助活動に協力する。
- (イ) 救護所等の設置準備を進める。
- (ウ) 必要に応じ、県に対して医療・救護活動等の支援要請を行う。
- (エ) 催事等の参加者の安否情報の収集活動を行う。

キ 県

- (ア) 必要に応じて、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を要請する。
- (イ) 災害拠点病院等の医療機関と協力し、負傷者の搬送先医療機関の確保に当たるとともに、新潟DMA T又は県医療救護班の現地への派遣調整に努める。

ク 第九管区海上保安本部（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

- (ア) 通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- (イ) 必要に応じて、県警察、市町村、消防機関に協力を要請する。
- (ウ) 負傷者が発生した場合、消防機関と協力し医療機関に搬送する。

ケ 医療機関等

- (ア) 催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び郡市医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入体制を整える。
- (イ) 多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

(4) 達成目標

関係機関の協力により、迅速かつ的確な避難誘導措置を実施し、群集の異常行動等による被害の拡大を防止するとともに、負傷者の救護と安否情報の確認を速やかに行う。

(5) 要配慮者への配慮

避難誘導に当たっては、必要に応じて乳幼児、高齢者等の避難経路を他と区分するなど、要配慮者が優先的に会場外に避難できるよう協力を呼びかける。

(6) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

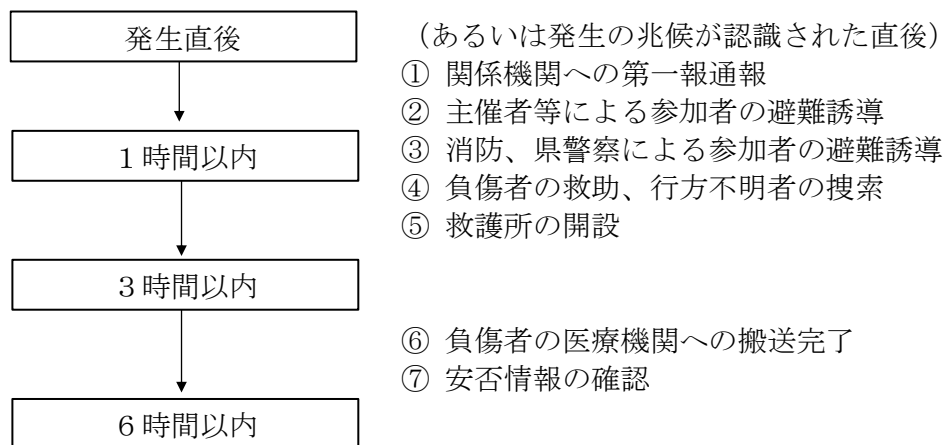
(1) 救助活動（事故現場から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
催事等の主催者、 施設管理者	消防本部、県警察、 第九管区海上保安本部	・ 事故の発生現場、事故の様態 ・ 負傷者、行方不明者等の有無
市	県	・ 広域応援の要請 ・ 被害拡大の可能性

(2) 救助活動（事故現場へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣人数

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対策	協力依頼先
催事等の主催者、 施設管理者	催事等の参加者に対し周辺状況を説明し、会場内への入場制限措置等を図るとともに、危険箇所からの避難誘導を行う。	消防本部、 県警察、 第九管区海上保安本部
市・消防本部	周辺状況を確認の上、参加者の避難誘導を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。	催事等の主催者、 施設管理者
県警察	周辺状況を確認の上、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を行う。	催事等の主催者、 施設管理者
第九管区海上保安本部	巡視艇による行事参加船舶の誘導を行うとともに、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、二次災害の発生防止に努める。	県警察、 市・消防本部
県	市等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(2) 救助活動

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	会場内における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。 催事等の参加者の安否情報の収集に努める。	催事等の主催者、施設管理者
県警察	会場内の搜索活動及び負傷者の救出活動を実施する。	催事等の主催者、施設管理者
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、海上に転落した者の搜索・救助活動を行う。	県警察、市・消防本部
県	市等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(3) 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	救護所を開設して負傷者の初期医療活動を行うとともに、負傷者多数の場合は、県に対して医療救護班の派遣を要請する。 負傷者の発生状況に応じ、必要がある場合は医療機関等に対し事故現場への医師の派遣等を要請するとともに、負傷者の搬送先医療機関の確保に努める。 救急車等により負傷者の医療機関への搬送を行う。	県、医療機関
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を、巡視船艇等及び航空機により医療機関等へ搬送を行う。	消防機関、医療機関
県	市等からの要請に応じて、新潟DMAT及び県医療救護班の派遣調整を行うとともに、災害拠点病院等に対し、負傷者の受入れを要請する。	
医療機関	要請に応じて、医師の派遣に協力する。	災害拠点病院等の医療機関

第10章 竜巻等突風災害対策

第1節 竜巻等突風災害予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

各主体は、これまでに発生した竜巻等突風による被害及びその対応等を踏まえ、(2)に記載した責務を的確に果たし、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

(2) 各主体の責務

- ア 新潟地方気象台は、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の状況を的確に把握するため、観測・監視体制の強化を図る。また、防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するように努める。
- イ 北陸信越運輸局は、気象台と連携し、鉄道保安連絡会議等において気象情報の有効活用について、各鉄道事業者に対し、徹底を図る。
- ウ 電気通信事業者及び電力供給事業者は、電気通信設備又は電気供給設備の点検を日頃から行う等による竜巻等突風対策を実施する。
- エ 鉄道事業者は、気象情報の活用による局地的な強風の発生を予測した運転規制を行う。
- オ 県は、県内の港湾において、風速計の設置等による観測体制の強化を行う。また、竜巻等突風に対する県民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。
- カ 市は、竜巻等突風に対する住民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。

2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害

(1) 想定される竜巻等突風の発生

ア 竜巻

積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻きで、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧降下が観測され、被害域は帯状・線状となる。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から生じる強い下降気流で、地面に到達すると突風となって周囲に吹き出す。地上では、発散性の突風や露点温度の下降を伴うことがあり、しばしば強雨・ひょうを伴う。被害域は円・楕円状又は扇状となる。周囲への吹き出しのサイズが4km未満のものはマイクロバースト、4kmより大きいものをマクロバーストとも呼ぶ。

ウ ガストフロント

積雲や積乱雲から吹き出した冷気の先端と周囲の空気との境界で、突風を伴うことがある。降水域から前線状に広がることが多く、数10km あるいはそれ以上離れた地点まで進行する場合がある。地上では、突風と風向の急変、気温の急下降と気圧の急上昇が観測される。

(2) 竜巻等突風の規模及び被害の関係

竜巻等突風の規模を表す指標として、シカゴ大学の藤田哲也により1971年に提唱された藤田スケール（Fスケール）が用いられてきたが、これらは米国やカナダの建築物等の被害を対象として作成されているため、これらを用いて竜巻等突風の評定を行った場合、実際の得られる風速との誤差が大きくなる可能性があることが指摘されていた。2012年5月6日茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し甚大な被害が生じたことを受け、気象庁では学識経験者・報道機関関係者等から構成された竜巻等突風予測情報改善検討会を開催、また、関係省庁により構成された竜巻等突風対策局長会議を経て取りまとめられた提言や報告を受け、現行藤田スケールを日本の建築物等に対応させた「日本版改良藤田スケール（JEF）」を策定し、平成27年12月から竜巻等突風の規模及び被害の関係を表す指標として使用されている。

【日本版改良藤田（JEF）スケールと被害の対応】

階級	風速 (m/s) の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況（参考）
JEF0	25-38	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径2cm～8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽あり）の幹が折損する。
JEF1	39-52	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組みが傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67-80	・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、若しくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。

階級	風速 (m/s) の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況 (参考)
JEF4	81-94	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95-	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

3 住民・企業等の役割

住民・企業等は、その所有又は管理する住宅、事務所、工場、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うように努める。

また、住民は、気象情報や市の広報等に十分注意し、雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物の中への避難、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

4 市の役割

(1) 住民等への情報伝達体制の整備

県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 住民等の意識啓発

住民・企業等が3に規定する役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを住民等へ意識啓発する。

5 新潟地方気象台の体制整備及び事前対策

(1) 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

(2) 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また、気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

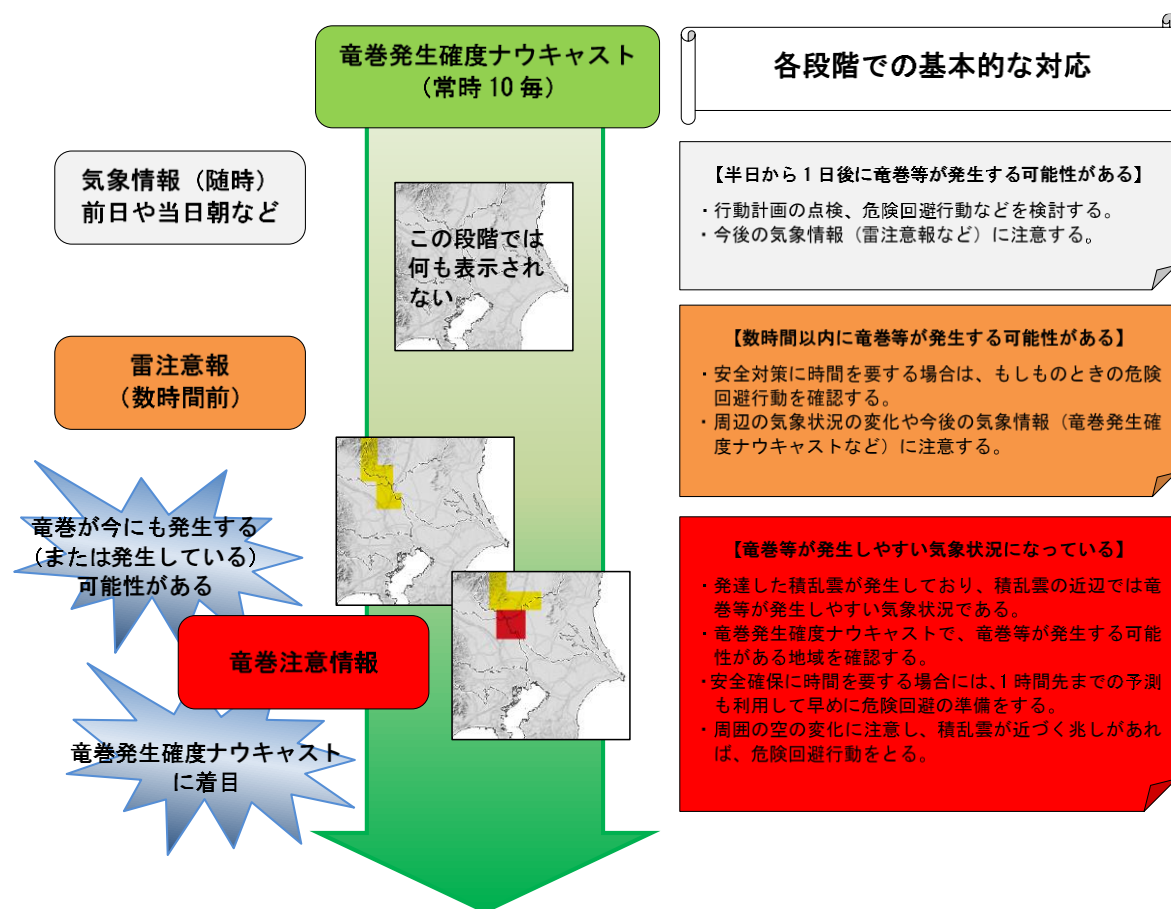
(3) 竜巻注意情報とは積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、下越、中越、上越、佐渡の単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が下越、中越、上越、佐渡の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(4) 竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

(5) 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への提供に努める。

(6) 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

【段階的に発表する気象情報の利用の流れ】



- ・竜巻などの激しい突風が予想される場合には、時間経過及び突風の発生可能性に応じて段階的に気象情報を発表することから、状況に応じて順次対応の程度を高めるなどの利用が効果的である。

予告的な気象情報	発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1 日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度 2 が現れた県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表します。発表から 1 時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞り込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を 10km 格子単位で解析し、その 1 時間後（10～60 分先）までの予測を行うもので、10 分ごとに更新して提供します。発生確度 1 や 2 は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。

第2節 竜巻等突風災害応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

各主体は、被害の有無及び被害状況の確認、救急・救助活動、医療救護活動、避難所の開設、応急住宅の確保、電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧、倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理、自衛隊やボランティアの受入れ等の業務を行うに当たって、震災対策編第3章第5節「被災状況等収集・伝達計画」、同章第8節「避難所運営計画」、同章第10節「自衛隊の災害派遣計画」、同章第15節「救急・救助活動計画」、同章第16節「医療救護活動計画」、同章第20節「廃棄物の処理計画」、同章第33節「公衆通信の確保」、同章第34節「電力供給応急対策」、同章第47節「応急住宅対策」及び同章第48節「ボランティアの受入計画」に定める責務を有する。

また、捜索、救助・救援又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

なお、住民等、市、県及び主な関係機関の主な責務は、次のとおりである。

ア 住民・企業等の責務

- (ア) 倒壊、落下、飛来等した危険物がないか、確認し、あった場合には、その除去、関係機関への連絡等に努める。
- (イ) 電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに、速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡するよう努める。

イ 市の責務

- (ア) 災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。
- (イ) 医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 避難所を開設し、地域住民、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (エ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (オ) 損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

ウ 消防機関（消防本部・消防団）の責務

直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。

エ 県の責務

- (ア) 市・消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。
- (イ) 救急救助活動に関する状況の把握及び関係機関との情報共有・総合調整を行う。
また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- (ウ) 医療活動状況に関する状況の把握及び医療機関との情報共有・総合調整を行い、災害の状況に応じて適切な医療活動が行われるようにする。
- (エ) 市の避難所の開設・運営を支援する。
- (オ) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

(カ) 県支援センターが設置された場合には、職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

オ 電気通信事業者及び電力供給事業者の責務

通信及び電力ラインの確保を図るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

また、特に電力供給事業者にあつては、住民への広報等を実施し、感電、火災等の電気による二次災害の発生の防止を図る。

(2) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

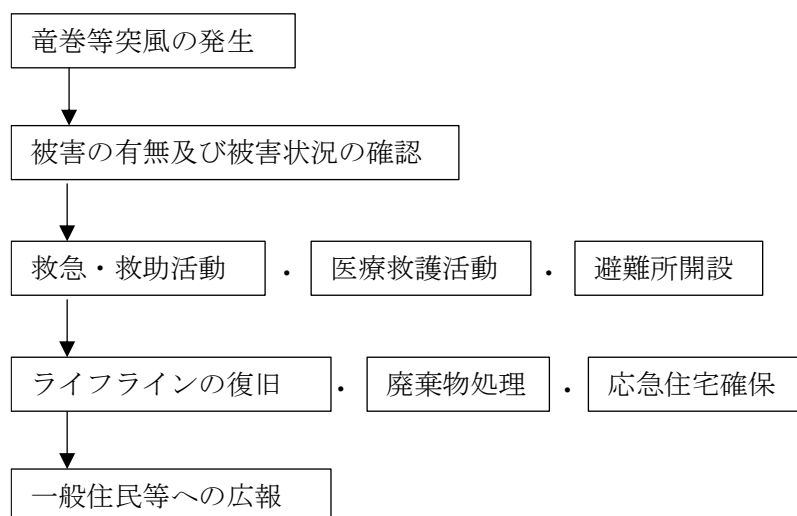
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、住民等	県警察、 市・消防本部等	・地域の状況、被害状況等
県警察、 市・消防本部等	県、報道機関	
県	国、防災関係機関	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、 報道機関	・地域の状況、被害状況等 ・対応状況等
県警察、 市・消防本部等	自主防災組織、住民	

3 業務の体系



・被害状況、対応状況等について、適時に、一般住民等に対して広報を行う。

4 業務の内容

- (1) 被害の有無及び被害状況の確認
震災対策編第3章第5節「被災状況等収集・伝達計画」に定めるところによる。
- (2) 救急・救助活動
震災対策編第3章第15節「救急・救助活動計画」に定めるところによる。
- (3) 医療救護活動
震災対策編第3章第16節「医療救護活動計画」に定めるところによる。
- (4) 避難所開設・応急住宅確保
震災対策編第3章第8節「避難所運営計画」及び第47節「応急住宅対策」に定めるところによる。
- (5) 電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧
震災対策編第3章第33節「公衆通信の確保」及び第34節「電力供給応急対策」に定めるところによる。
- (6) 倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理
震災対策編第3章第20節「廃棄物の処理計画」に定めるところによる。
- (7) 自衛隊やボランティアの受入れ
倒壊又は損壊した家屋等の撤去や後かたづけ等のための自衛隊やボランティアの受入れについては、震災対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」及び同章第48節「ボランティアの受入計画」に定めるところによる。
- (8) 海上事故災害等が発生した場合の対応
竜巻等突風により第5章から第7章に定める海上事故災害、鉄道事故災害又は道路事故災害が発生した場合にあっては、それらの章に定める対策を実施するものとする。

第11章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

- ア 住民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。
- イ 市は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。
- ウ 県は、市・消防本部の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 安全装置付火気器具の使用に努める。
- ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自治会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の

者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

３ 市・消防本部の役割

(1) 防火思想の普及促進

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

(カ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、火災の有無にかかわらず除雪を行う。

(3) 防火管理の徹底等

ア 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

イ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

ウ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。

エ 上記ウの地域の火災防御計画を策定する。

(4) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(5) 消防体制・応援体制の強化

ア 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。

イ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定め

る。

ウ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図るとともに、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(6) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

また、消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

(7) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図る。

ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(8) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(9) 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

ア 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

ウ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

(10) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

4 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

(2) 警察本部

ア 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安本部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第 2 節 大規模火災応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下本節において「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 住民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

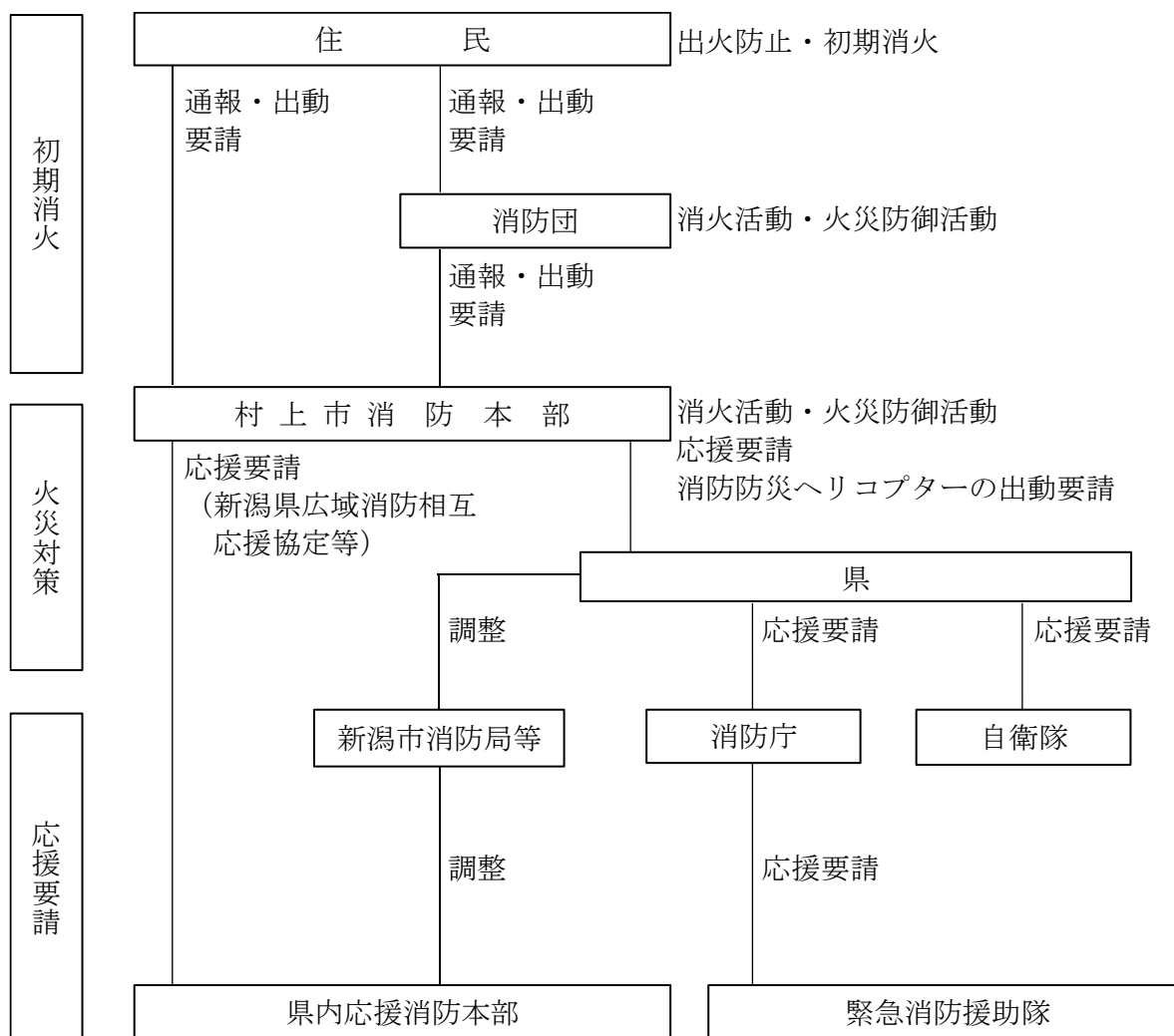
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民	消防団・消防本部	・ 出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市、警察署	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 応援要請
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）、 県	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 応援要請 （県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	・ 出火・延焼等被害状況 ・ 消火活動・避難情報 ・ 緊急消防援助隊要請 ・ 自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市・消防本部、 消防団、警察署	住民	・ 出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市・消防本部、県	・ 県内広域消防応援部隊出動
県、警察本部	市・消防本部	・ 緊急消防援助隊出動 ・ 自衛隊出動 ・ ヘリコプター偵察情報
消防庁・自衛隊等	県	・ 緊急消防援助隊出動 ・ 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対策	協力依頼先
住民	住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。 1 コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 2 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 3 消防機関等へ迅速に火災発生を通報する。	消防本部・消防団
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。	消防本部・消防団

実施主体	対策	協力依頼先
消防団	消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。 1 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。 2 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 3 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。 4 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防本部

(2) 火災対策

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	火災が発生した場合、消防団等と協力して適切な消火活動を行う。 1 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 2 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。 3 緊急車両等の通行路の確保 ① 県警察及び道路管理者の情報を基に、災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 ② 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。	消防団 県計画、 道路管理者

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	4 火災防御活動 ① 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 ② 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 ③ 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。 5 消防水利の確保 あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。	市（水道事業者） 協定先機関
警察本部・警察署	県警察ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。 1 被害情報等の把握 ① 県警察ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 ② 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。 2 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。 3 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。	
県	大規模な火災が発生した場合、県警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに、速やかに消火活動を行う。	消防本部・消防団

(3) 避難誘導活動

震災対策編第 3 章第 7 節「住民等避難計画」に準ずる。

(4) 広域応援の要請

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	- 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 - 上記 1 によっても対応できないと判断した場合は、「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 - 上記 1・2 の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部、各地区代表消防本部、新潟市消防局等、県
新潟市消防局等	- 新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む。）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 - 上記 1 による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 - 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、県内消防本部
県	- 被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び受援の準備をする。 - 市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 - 上記 1 において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項は新潟県消防防災航空隊が所管する。 - 消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。	新潟市消防局等、県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊

実施主体	対策	協力依頼先
県	5 市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先（長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県）
市	緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。	県